

総務文教委員会記録

○開催日時

平成31年3月14日 午前9時59分～午後5時7分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（8人）

委員長	徳永武次	委員	今塩屋裕一
副委員長	井上勝博	委員	川添公貴
委員	瀬尾和敬	委員	落口久光
委員	杉菌道朗	委員	坂口健太

○その他議員（11人）

議員	永山伸一	議員	成川幸太郎
議員	石野田浩	議員	下園政喜
議員	宮里兼実	議員	帯田裕達
議員	福元光一	議員	森満晃
議員	中島由美子	議員	松澤力
議員	持原秀行		

○説明のための出席者

総務部長	田代健一	学校施設整備室長	上口憲一
総務課長	平原一洋	学校教育課長	熊野賢一
秘書室長	山元一将	指導グループ長	岩脇勝広
文書法制室長	川畑央	社会教育課長	橋口公男
財政課長	鬼塚雅之	文化課長	永里博己
		少年自然の家所長	池田尚人
教育部長	宮里敏郎	研修指導グループ長	喜島宏明
教育総務課長	小原雅彦	中央図書館長	山口誠

○事務局職員

事務局長	田上正洋	課長代理	瀬戸口健一
議事調査課長	砂岳隆一	議事グループ員	藤井朋子

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	社 会 教 育 課 (中 央 公 民 館) 中 央 図 書 館 少 年 自 然 の 家
議案第15号 入来町小中学校遠距離通学補助条例等を廃止する条例の制定について 議案第16号 薩摩川内市学校法人の助成の手続に関する条例を廃止する条例の制定について 議案第17号 薩摩川内市の付属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について 陳情第7号 三学期制の堅持を求める陳情書 議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	教 育 総 務 課 学 校 施 設 整 備 室 学 校 教 育 課
議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	文 化 課
議案第13号 薩摩川内市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	総 務 課
議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	秘 書 室 文 書 法 制 室 財 政 課

△開 会

○委員長（徳永武次）ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本委員会は、本日とあすの2日間、審査を行います。お手元に配付の審査日程により審査を進めることとし、本日はおおむね総務部まで審査を進めることとしたいと思いますが、進捗状況によって残りの課所まで審査を進めたいと思います。

ついては、そのように審査を進めることで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって、そのように審査を進めてまいります。

ここで、3名から傍聴の申し出がありますので、これを許可します。

なお、会議の途中で追加の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△社会教育課の審査

○委員長（徳永武次）それでは、社会教育課の審査に入ります。

△議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（徳永武次）まず、議案第32号平成31年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○教育部長（宮里敏郎）それでは、まず教育部全体としての平成31年度予算について御説明申し上げます。

教育振興基本計画の最終年度となることから、施策目標設定した項目について、その達成状況等を見きわめながら、具体的に効果的な施策の展開に本年度努めてまいります。

具体的には、新学習指導要領への円滑な移行と小中一貫教育の充実を図るとともに、東郷学園義務教育学校の円滑な学校運営、コミュニティ・スクールの全校実施への取り組み、二学期制導入の研究、検討を進めてまいります。

また、青少年教育の推進、家庭教育、生涯学習の充実を図るとともに、文化に対する市民の理解と関心の向上に努めるなどを中心に、薩摩川内市の教育の更なる充実を目指して予算措置を行っているところでございます。

では、社会教育課について御説明いたします。

市民一人一人が充実した人生を送るため、現代的課題に対応した家庭教育、青少年教育、成人教育等に関する各施策の充実に努めます。

特に家庭教育の重要性に鑑み、市家庭教育学級推進事業ガイドラインに基づく家庭学級の充実や、子育てサロン事業の推進とともに、学校、家庭及び地域と連携し、親自身が学ぶ機会の充実を図ってまいります。

また、小中一貫教育を支える地域学校共同活動の推進体制の調査・研究を行うとともに、わくわく川内土曜塾の充実を図ります。

さらに、青少年健全育成や少子高齢化社会に対する社会教育の推進に努めてまいります。

中央公民館、地域公民館において、多様化する市民のニーズに柔軟に対応した講座等を開催するとともに、各施設の適正な管理運営にも努めてまいります。

では、主な事業について、当初予算概要で説明をいたします。

当初予算概要の133ページをお開きください。

まず、上段の青少年対策事業でございます。青少年の健全育成や非行防止、郷土への愛着心の醸成を図るもので、北海道ニセコ町との相互交流事業では、今回はニセコ町からの小・中学生を受け入れて実施することとしております。

そのほか、少年愛護センターで街頭補導、それから相談事業について継続して行います。

中段の親の育ちが子の育ち推進事業は、幼稚園、小・中学校において、家庭教育学級の開設や、子育てサロンの設置を行うものでございます。

下段の中央公民館講座等事業につきましては、市民の学習活動を推進するため、中央公民館において市民大学講座等を開設するものでございます。

次は、134ページをごらんください。下段にあります中央公民館・中央図書館改修事業は、施設整備の老朽化、耐用年数の経過等に伴う改修工事を、次の135ページをごらんください。下段の地域公民館改修事業は、老朽化の激しい地域公民館の施設設備等の改修工事を行うものでございます。

○委員長（徳永武次）次に、当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（橋口公男）予算調書の

251ページをお開きください。

10款5項1目、事項、社会教育管理費は、社会教育の推進に係る経費で、事業費は1億3,802万1,000円です。

主な内容は、社会教育委員16人、社会教育指導員4人、行政事務嘱託員9人の報酬、一般職員14人分と再任用職員1名分の人件費でございます。

次に、下の段をごらんください。事項、社会教育振興費は、家庭教育学級の設置・運営並びに成人団体の育成に係る経費で、事業費は415万6,000円です。

主な内容は、家庭教育学級の講師謝金、PTA連合会及び女性団体運営補助金でございます。

次に、252ページをお開きください。事項、青少年対策費は、青少年健全育成事業や成人式開催に要する経費で、事業費は1,295万4,000円です。

主な内容は、青少年問題協議会委員10人、青少年教育指導員4人及び市内全域に配置しております青少年愛護委員93人分の報酬及び子ども会育成連絡協議会運営補助金などでございます。

次に、下の段をごらんください。10款5項3目、事項、中央公民館費は、中央公民館・中央図書館の維持管理経費及び各種講座等に係る経費で、事業費は5,846万8,000円です。

主な内容は、一般職員3人分の人件費、市民大学講座講師謝金、中央公民館・中央図書館清掃業務等の委託、浄化槽制御盤改修工事、県公民館連絡協議会負担金でございます。

次に、253ページをお開きください。事項、地域公民館費は、地域公民館の維持管理経費及び各種講座等に係る経費で、事業費は5,782万7,000円です。

主な内容は、行政事務嘱託員4人、上甌コミュニティセンター管理業務嘱託員等の報酬、市民大学講座講師謝金、樋脇公民館ほか6公民館の管理清掃業務等の委託、鹿島公民館高圧受電設備改修工事等でございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。予算調書の70ページをお開きください。

14款1項7目4節社会教育使用料218万2,000円は、中央公民館・地域公民館の使用料及び行政財産貸付使用料でございます。

次に、16款2項8目4節社会教育費補助金25万円は、平佐東小学校で実施している放課後子供教室事業に対するかごしま地域塾推進事業補助金です。補助率は3分の2でございます。

次に、17款1項1目1節土地建物貸付収入50万2,000円は、中央公民館に設置されている自動販売機の貸地料です。

次に、21款5項4目1節雑入につきましては、電気料、公衆電話、コピー代などの実費収入、樋脇公民館の太陽光発電余剰電力料及び市民大学講座受講料が主なものでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）青少年対策事業費の中で、成人式関連事業が計上されているんですけど、18歳から今は成人ということで始まっているんですが、20歳で祝うべきなのか、18歳で祝うべきなのかという、まずアンケート調査をされたのかどうか、どちらがいいのかということ。ここが大きな節目なんで、成人は18歳なんだけど、20歳で成人というのは名称がおかしいですね。

2点目は、そこを20歳を祝う会ということに変更していくのか。全国的に20歳でしてほしいという希望が多いというアンケート結果は知っているんですよ。だから、それを踏まえて、この2点について回答をお願いしたいと思います。

○社会教育課長（橋口公男）前の総務文教委員会でも坂口委員のほうから御質問がありまして答弁をしたところでございますが、今ほど言われたように、2022年から18歳を成人ということで法改正が施行されます。18歳を対象とするのか、今までどおり20歳を対象とするのかという御質問について、アンケートをとっているかということについては、今のところアンケートはとってございません。

今後、県内あるいは全国的な動向を見ながら、20歳の集いというような名称等とするのがいいのか、18歳を対象とするのがいいのかということについては、2020年度には方針を決定する必要があるのかなというふうに考えております。

○委員（川添公貴）2020年をめどに、検討したいということ。

○社会教育課長（橋口公男）18歳を対象とするか、20歳を対象とするかという、いろんな選択があると思うんですけど、それについて方向を決定をしたいというふうに考えております。

○委員（川添公貴）どっちがいいとも私も一概に言えないんで、やはり主催者じゃなくて、その祝われる側を中心に考えて、その希望の形に沿った形でやると、成人年齢は18歳なんだけど、20歳で祝おうよということになったときは、名称を変えてでも、そのアンケートに沿った形でぜひ検討していただきたいと思います。多分調査費もことはちょっと入っているとは思いますが、そこに予算のやりくりをして調査していただいて、やっていただきたいと思います。

もう1点、補助金についてなんですけど、子ども会育成なんかはしっかりと出納から管理をしっかりとしていただいているんですよ、子ども会育成連絡協議会の補助金については、年に2回監査も受けてやっているんですが、ちょっと教えてほしいんですけど、女性（婦人）団体運営補助金96万円と計上されているんですが、これ女性のことを婦人っていうんじゃないですかね。詳しくちょっと説明をお願いしたいと思うんですけど。

○社会教育課長（橋口公男）現在はもう女性団体とかいう表現でしているところがございます。

経費の主な内容のところに、女性（婦人）団体運営補助金という表示があります。具体的には、2団体ございまして、女性団体連絡協議会、それからもう一つが地域女性団体連絡協議会ということとなっております。

○委員（川添公貴）補助金を支給されているということは、ある程度公共的な事業をされているということで補助金を出されているだろうと思うんですけど、ここ辺もしっかりと精査をされて、この補助金設定をされているだろうと思うんですけど、現状として、例えば、出納簿の検査とか、決算の精査とかいうことをやられているだろうと思うんですけど、この予算を執行するに当たって、現状どのような精査の仕方をやられているのか、教えていただきたい。

○社会教育課長（橋口公男）決算等の審査につきましては、それぞれの各団体で会計監査の役員の方がいらっしゃいますので、そちらのほうで

ていただいています。

実績報告等の決算状況等については、こちらのほうでも一応確認をして、中身の処理的な証拠書類の審査とかというのは、監査のほうでしていただいているという前提で、我々のほうとしては、決算書の内容をちょっと確認しているという状況でございます。

○委員長（徳永武次）ほかにご覧いませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査に入ります。

まず、当局から説明をお願いします。

○社会教育課長（橋口公男）総務文教委員会資料の6ページをお開きください。

平成31年度に計画をしている事業のうち、3事業について御説明をいたします。

1番のわくわく薩摩川内土曜塾は、学校週5日制により、土曜日に部活動などいろいろな活動を行っている子どもたちが多くいる一方、必ずしも有意義に過ごせていない子どもたちもいることから、関係機関がさまざまなプログラムを準備し、有意義な土曜日を過ごせるようにするものでございます。

実施時期は、4月から翌年2月までの第4土曜日を基本としております。

プログラムは、少年自然の家による陶芸やグラタン・ピザづくり、中央図書館でのアニメ映画の上映、学校教育課の「基礎基本学習講座」など年間に約150プログラムを提供しております。

2番の市民大学講座につきましては、現段階で中央公民館で21講座、地域公民館で41講座、計62講座を開催することで計画をしております。夏休みの青少年向けの講座は今後計画いたしますので、これよりも少し数がふえる見込みでございます。主な内容は記載のとおりでございます。受講料は、1講座1,000円ということでしたいと思っております。

3番、来年度の成人式は、平成32年と記載してありますが、2020年1月12日、日曜日に川内文化ホールで開催する予定でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務調査全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、社会教育課を終わります。

△中央図書館の審査

○委員長（徳永武次）次は、中央図書館の審査に入ります。

△議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（徳永武次）それでは、審査を一時中止してありました議案第32号を議題とします。

まず、部長に概要の説明をお願いいたします。

○教育部長（宮里敏郎）中央図書館におきましては、市民で親しまれ、市民が集う図書館づくりを目指して、利用者の目線に立った魅力ある図書館資料の整備充実を初め、市民の生活に役立つ図書、本市にかかわる人や出来事に関する図書などの展示、施設整備に努めて、利用促進等を図ってまいります。

また、視聴覚ライブラリーにおきましては、ライブラリーで所有する機材・教材の適切な維持管理と積極的な貸し出し等による利用促進に努めるとともに、研修会等の開催により視聴覚教育に関する知識の普及に努めてまいります。

主な事業を当初予算概要で説明をいたします。

概要の141ページをお開きください。上段ですが、図書館資料整備事業におきまして、市民の生涯学習、社会生活に役立つ図書資料として、一般図書及び児童図書を購入しようとするものでございます。

○委員長（徳永武次）それでは、当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（山口 誠）初めに、歳出から説明いたします。予算調書の260ページをお開

きください。

上段、事項、図書館管理費は、図書館職員の人件費及び図書館の管理運営に係る経費で8,774万4,000円でございます。

経費の主な内訳は、図書館協議会委員及び、東郷・祁答院分館の行政事務嘱託員二人分の報酬、職員3人分の人件費のほか、中央図書館窓口等業務委託料、図書館の運営に係る電算システムの保守業務委託料及び賃借料等と一般図書並びに児童図書の図書購入費と日本図書館協会負担金等でございます。

次に、同ページの下段、事項、視聴覚ライブラリー費は、視聴覚ライブラリーの管理運営に係る経費で78万6,000円でございます。

経費の主な内訳は、視聴覚ライブラリー運営審議会委員の報酬、機材・教材の購入費と県視聴覚教育連盟への負担金等でございます。

続きまして、歳入について説明いたします。予算調書の74ページをお開きください。

21款5項4目の雑入20万4,000円は、郷土史等の販売及びコピー代の実費収入金を計上したものであります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（杉藺道朗）新しく図書も入れられるわけなんですけれども、一番ちょっと気になっているのが、一時期、全国の図書館等で図書の切り抜きとか、破損とか、持ち去りとか、そういう状況下もあったように、一時話題になっておりましたが、今現状、図書館においては、そこあたりの状況的にはどうなんでしょうか。

○中央図書館長（山口 誠）図書についての持ち去りとか、いわゆるいたずらとか、切り抜き等はないんですが、最近あった案件では、新聞をちょっと切り抜かれたりとかいうのがありましたので、それについては、ちょっと状況を把握できないとか、確認ができない面もありましたので、新聞販売所等に相談をして、新しく新聞を取り寄せて閲覧に供しているという状況はあります。

ただ、言われた切り抜き等ではなくて、本のちょっと読んだところにマークをされたりする方等がいらっしゃるみたいなので、それについては今

後精査していきたいと、注意していきたいと思っております。

○委員（杉藺道朗） マーカーとか言われるような部分に関しては、一応そのまま所蔵はされるわけですね。廃棄とかじゃなくて、一応まだ活用はされるということで理解していいですね。わかりました。

○委員（落口久光） 移動図書館の運営についてお伺いしたいんですけど、旧川内市側は近いから大丈夫かなと思うんですけど、ちょっと遠隔地の今の運営の仕方がどうなっているか、説明をお願いします。

○中央図書館長（山口 誠） 移動図書館におきましては、一般コースと学校コースと、あと甌島コースという3コースを持っておりまして、学校コースにつきましては、20コース、25校を回っております。現在、隔月で回っているんですが、これにつきましては、今後、希望を平成30年度にとりまして、学校のほうから要望があったところは、毎月回れるようにコースの変更というか、事業の拡充をしていきたいということでやっております。

一般コースにつきましては、現在、福祉施設であるとか、そういうところを回っておりまして、あと現在回れているのが、旧川内市内と、あと樋脇町を回っております。あとは希望をとる段階で、希望があったところを回るという形でやっていますので、現在希望があるのは、そのコースになっております。

甌島につきましては、上甌島、下甌島を、下甌島にあるBM移動図書館車で順次、毎月1回回っているという状況になっております。

○委員（落口久光） 学校関係のやつで、希望があったらと言われた。希望の出し方というのはどうなっているのか。学校長を通じてなのか、もうちょっと気軽に希望を出せるシステムになっているのか。

○中央図書館長（山口 誠） ことしの2月になった段階で、学校への図書希望というか、利用したいという要望が大きかったもんですから、本土内の全学校に文書で平成31年度の利用についての希望はどうかということで、今までどおり隔月でいいのか、毎月回ってほしいのかというの希望をとりまして、その結果として、今回、

17校は毎月回って、残りの8校につきましては、今までどおりでいいという要望でしたので、そういう形で平成31年度は運行していきたいと思っております。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑ありませんか。

○議員（成川幸太郎） 図書の整備事業で7,400冊ぐらいの購入をされるわけですけども、この7,000冊を買ったときに、今、図書館としては十分展示するスペースがあるのか、7,000冊新しくなると、処分する図書というのが出てくるんじゃないのかなと思うんですが、そこらの関係はどうなっているか。

○中央図書館長（山口 誠） 議員が今おっしゃられるように、7,000冊、児童図書でいくと2,600冊購入をしていきます。確かにもう図書館内、開架というんですが、開架のところでは展示し切れない部分がありますので、一応開架図書という形で倉庫のほうに置いておきまして、ただし、電子閲覧システムで本は見るができますので、閉架にある場合には、職員が取りに行ってみせるといった形。

ただ、おっしゃられるように、蔵書数がどんどんふえていきましても、現在の図書館の開架でもいっぱいな状況で、例えば、平成28年度には25万5,000冊余りあったんですが、それを平成29年度には25万2,000冊、ちょっと少なくなったという状況もあります。なので、古くなった図書とか、コンピューター系の情報というのは、日進月歩どんどん進んでいきますので、本の情報も古くなってしまいますので、そういう本については、もう処分というか、使わなくなっていくという形になります。

○議員（成川幸太郎） 今回7,000冊を超える購入を予定されていて、その間で平成31年度に処分する予定の本というのは、大体リストはでき上がっている。また倉庫も、ちょっとそんだけのものを倉庫に年々ふやしていくと、倉庫維持費というのも大変じゃないかなという気がするんですがいかがでしょう。

○中央図書館長（山口 誠） どんどんふえていく本は、さっき言いましたように、古くなった本

とか、傷んだ本については、廃棄処分していきますので、ある程度の冊数を――平成29年度の数字で申し上げますと、平成30年4月1日の数字ですけれど、25万2,000冊余り在庫というか、そういう蔵書を持っておりますので、そのラインはできる限り維持しながら、あとは処分する。処分も一般的に廃棄するよりは、市民の方に利用してもらいたいということで、図書館フェスタ等でリサイクル市とか、そういう活動をして、市民の方に配布ができればというのもやっておりますので、そういう利用になります。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑がないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査に入ります。

今回、当局からの報告事項は予定しておりません。

それでは、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、中央図書館を終わります。

△少年自然の家の審査

○委員長（徳永武次）次は、少年自然の家の審査に入ります。

△議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（徳永武次）それでは、審査を一時中止してありました議案第32号を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○教育部長（宮里敏郎）少年自然の家では、ふるさとの恵まれた自然や施設の特性を生かし、集団宿泊、自然探究、野外活動等の体験活動を通して心身を鍛練し、情操及び社会性を豊かにする薩摩川内っ子の育成に努めてまいります。

また、市の社会教育施設として、多くの市民の年代に応じたさまざまな学習の場や機会を提供し、活気のあるふるさとの創造に貢献する人づくりに努めてまいります。

では、主な事業を予算概要で説明いたします。

概要の140ページをお開きください。中段になります。夏・冬のアドベンチャー事業は、仲間との友情を深め、思いやりのある心や強い精神力を養うことを目的に、小・中・高校生を対象に、夏は下甌島、冬はさつま町で実施することとしております。

下段の少年自然の家モトクロス自転車購入事業は、アドベンチャー事業やその他の事業で使うモトクロス自転車が老朽化していることから、利用者の安全を確保するために、30台を購入し、入れかえを行うものでございます。

○委員長（徳永武次）それでは、当局の補足説明を求めます。

○少年自然の家所長（池田尚人）歳出から御説明申し上げます。予算調書の259ページをお開きください。

少年自然の家管理費は、人件費及び維持管理にかかわる経費でございます。

経費の主な内容は、報酬や給与、光熱水費等に関する経費です。

委託料は、浄化槽の管理、清掃・警備業務の委託など14件分の経費でございます。

工事請負費は、本館の工作室・視聴覚室屋根の防水改修工事でございます。

備品購入費につきましては、モトクロス自転車等の購入費でございます。

同じページの下段をごらんください。

少年自然の家事業費は、夏・冬のアドベンチャー事業や寺山こどもの日フェスタなどの主催事業に係る経費でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。予算調書の73ページをお開きください。

14款1項7目使用料、社会教育使用料は、少年自然の家施設使用料でございます。

次に、17款1項1目財産運用収入は、NTTドコモ携帯電話基地局及び自動販売機設置に伴う貸家料、九州電力の本柱・支線等の設置使用料でございます。

21款5項4目雑入は、私用電話料、夏・冬の

アドベンチャー事業等の参加実費徴収金、食堂や自動販売機の電気料実費徴収金、コピー代実費収入金等でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（今塩屋裕一）先ほど部長のほうから報告があったように、モトクロス自転車の購入を30台とお聞きしたんですけど、これはやっぱり1台50万円ぐらいするんですかね、そんな高いやつなんですかね。

○少年自然の家所長（池田尚人）1台につき約2万5,000円程度の自転車を予定しております。

○委員（今塩屋裕一）259ページですよ。167万円。

○少年自然の家所長（池田尚人）それはモトクロス自転車等の購入等ということで、モトクロス自転車に関しましては、100万円の寄附金のほうを株式会社技建様のほうからいただきましたので、そちらのほうで充当をする形にしております。

○委員（落口久光）特に小学生とかの使用のところなんでですけど、安全対策とか、そういうのについてお伺いしたいんですよ。かなり昔だと、少々けがしても、もういいよという親御さんもいらっしゃるとかするだろうし、御家庭でもいろんなのをやりつけているので、それなりにすんなりそういう作業とかができたと思うんですけど、ここ最近の場合は、家事をしたことがないとか、そういう刃物すら使ったことがないというお子さんがいっぱいいる中で、受け入れ側としたら、ちょっとそっちのほうに対しての管理レベルを上げないといけないと思うんですけど、そこら辺について、十分されていると思うんですけど、先々いろんな問題になった時の準備をされているのかどうか。

○少年自然の家所長（池田尚人）児童・生徒のけが等につきましては、まず、少年自然の家に養護教諭が配置されております。養護教諭のほうで、けが、そのほか打撲等の対応については、その各団体の引率で入ってくる先生方または各学校ですと養護教諭もついてまいりますので、そこで対応をさせていただいております。

また、先生方が集団宿泊学習等で利用される場

合は、事前の研修会を1日実施しております。先生方が実際にその小・中学生を連れてきて活動するプログラムを実体験していただいておりますので、危険の予知能力等を高めていただいているところですよ。

けが等につきましては、やはり委員のほうからありましたように、けがや打撲等がございます。大きなけがにつきましては、救急車の要請等が必要な場合は、救急車等を要請をするという形にしております。

また、各団体のほうには、事前に当番医、そのほかにもこういうふうな病院がありますよということで、少年自然の家から資料提供をして、けが等の未然防止、もしあった場合には、すぐ対応ができるような措置等をしているところです。

○委員（川添公貴）予算調書の中で、工作室と視聴覚室、屋根の防水工事が計上されているんですけど、この工作室は、たしか下のほうだったんですけど、大体そろそろ改修の時期だろうと思うんですね。視聴覚室はどこだったかなと思って、今一瞬ふと思ったんですけど、プレイホールに関して、下のほうを、利用させてもらうんですけど、プレイホールの正面側というかな、縁台側のほうの改修工事予算をそろそろ組んでもいいのかなと思っているんですよ。利用させていただいて、あの手引きで白いカーテンを引いてきて、見えない画像を目を凝らして見ると見えるんですけど、薄く見づらい。

だから、前から思っていたんですけど、当初で組めなかったんであれば、補正なりでもやはり使いやすいように、ぜひ改修する予算を組んで提出していただきたいと思っています。

あわせて、百何人程度で利用するときに、トイレがどうしても順番待ちになってしまうんで、あの辺の改修工事もできれば当初で組んでもらいたかったんですけど、いろいろな関係であるとするならば、補正もしくは来年度予算で組むような考えで、方向性を持ってやってもらえないかなと思うんですけど、いかがでしょうかね。

○少年自然の家所長（池田尚人）まず、視聴覚室の位置ですけれども、工作室の隣になります。現在、屋根が、ちょっと小さくて申しわけありません、このように雨が吹き込んでおまして、カビが生えてきている状況になっております。大雨

のときには、下のほうにトレーを敷かないといけないような状況にもなっておりますので、工事をしていただくようにしております。

また、今、川添委員のほうからございましたプレイホールにつきましては、利用者の声も聞きながら、また対応をしていきたいと考えております。

プレイホールの屋根につきましては、平成19年3月に建物台帳によりますと、アクリルゴム製の防水という形でしておるところですけれども、委員から御指摘がありましたように、トイレの数等につきましても、プレイホールの中には少ないので、本館まで移動をしてもらったりしているところ。そのような利用者の声等を勘案しながら予算のほうに反映させていただきたいと考えております。

○委員（川添公貴） 利用者の声をしっかりと聞いていただいて、今後も長く使わなきゃいけないので、使い勝手のいい方向で予算措置を今後ともまた検討していただきたいと希望しておきます。

○委員（瀬尾和敬） 細かいことをお伺いしますが、アドベンチャーの旅で、夏は下甌、冬は紫尾山に行くようになっていきます。下甌はわかります。どうしてさつま町の紫尾山を選ばれたのか。また、アドベンチャーの旅の概要をちょっと聞きたいんですが。

○研修指導グループ長（喜島宏明） 夏のアドベンチャー・冬のアドベンチャーに関しましては、特に夏のアドベンチャーに関しましては、隔年で上甌のほうと下甌のほうに参っております。ですので、来年度は下甌のほうに行くということになります。

冬のアドベンチャーにつきましては、薩摩川内市からさつま町にかけて約100キロを超える自転車走行を行います。その中で子どもたちに力をつけたい、心も力をつけたいということで、紫尾山の登頂を毎年行っているところです。薩摩川内市からも紫尾山が見えますので、それを目標にしながら気持ちを高めていくということで、さつま町の紫尾山のほうに毎年登っているということでございます。

○委員（瀬尾和敬） 100キロを走破するわけですね。起点はどこで、最高点が紫尾山で、また帰ってくるというそういう行程なんですか。

○研修指導グループ長（喜島宏明） それでは、

2泊3日の行程の冬のアドベンチャーについてお話しをさせていただきます。

1日目は、薩摩川内市立少年自然の家から自転車に乗ってスタートをいたします。本年度は、さつま町にあります紫尾温泉のところにありますキャンプ場に泊まりまして、その後、2日目に紫尾山の登頂を行う予定だったんですが、ことしは霧のため安全が確保されないということで、残念ながら本年度は紫尾山の登頂は断念したところでございます。

そして2日目は、さつま町の広域公園のバンガローのほうに泊まりまして、最終日は自然の家までの最後の坂、山田山の坂を自転車で全員登り切るというふうな行程で、約100キロの自転車走行を行っているところでございます。

○委員（瀬尾和敬） 小さいことと言いましたけど、実は薩摩川内市の教育委員会の基本というのは、郷土を愛する教育ですよ。そういう意味で、我が薩摩川内市内にそういうアドベンチャーに適した場所とか行程を組むことはできなかったものなのだろうかという思いで、今、質問させていただきましたところなんです。基本的には、やっぱりアドベンチャーの旅を通して郷土をよく知るということも大事なんじゃないかなと思ったんです。ただ、そこでさつま町と書いてあったので、いや、これはどんなもんかよと思ったので質問しましたが、何かお考えがありましたら。

○教育部長（宮里敏郎） 今、瀬尾委員が言われた分ですけども、今は宿泊場所しかちょっと言わなかったんですけども、もう少し具体的に言うと、1日目、少年自然の家を出た後は、そのまま東郷のほうに行って、藤川天神のほうにお参りをして、まずこの辺を一旦見て、最終的に藤川天神のほうからオレンジ色の広域ロードを使って紫尾のほうに行くと、紫尾でそういう体験をした後、2日目はまた川内川沿いの広域キャンプ場のところに出た後は、そのまま真つすぐ少年自然の家に戻ってくるんでなくて、その後、入来とか樋脇とかそういうところも、きちんと郷土のほうの見学をした後に帰ってくるということで、中身は十分に薩摩川内市のいろんな文化、それから郷土についてもきちんと研修できるように配慮はしているところでございます。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

○議員（成川幸太郎） 支出の夏・冬のアドベンチャー事業のところで、トラックの賃借料等が5万2,000円と上がっています。これは恐らくモトクロスとかいろんな備品を運ぶのに使うんじゃないかなあと思ったんですけども、自転車で行って自転車で帰ってくるんだとしたら、そういうの移動はないですね。何にこだけトラックの賃借料等で使うのか。

○研修指導グループ長（喜島宏明） 私のほうから説明をさせていただきます。

自転車は串木野港までは自転車にまず乗って行きます。串木野港でトラックのほうに積みかえますので、そこで1台半ぐらいトラックのほうを使わせていただきますので、その辺で3台、夏のアドベンチャーには使うということで御理解いただきたいと思います。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一部中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次） 次に、所管事務調査に入ります。

まず、当局から説明をお願いします。

○少年自然の家所長（池田尚人） 総務文教委員会資料の11ページをごらんください。

まず、利用者数等の状況についてです。2月24日現在の研修延べ人数は3万4,882人となっております。平成30年度は台風や大雨が週末に多く、宿泊学習や団体のキャンセル等があったため減となっているところです。そこで、その減となった分を補うために、生涯学習フェアなどに初めて参加をさせていただいて、利用者増に努めております。現在のところ、3月末までの利用延べ人数のほうは3万6,500人程度を予想しております。

12ページには、平成31年度事業が掲載してあります。全19事業48本の事業を予定しております。青少年対象の夏・冬のアドベンチャー、寺山こどもの日フェスタ、成人対象の森の学校や

高齢者対象のてらやまんち元気はつらつスクール、ファミリー対象のファミリー自然体験隊を初めとする主催事業も計画しております。

今後も市民に親しまれるてらやまんちとなるよう努めてまいります。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありますか。

○議員（成川幸太郎） 今、利用状況等を説明いただいて、4万人近い人が利用しているんだなあというのはわかりました。いろんな事業をされるときに、実費をとということで徴収されるというのはわかるんですけど、ただ、宿泊でも約1万人、宿泊学習がありながら、収入が160万円ぐらいしかないというのは、こんなもんしか入らんのかなとさっき思って聞いていたんですけども、この収入の160万円というのと利用者の関係というのはどうなるのか。

○少年自然の家所長（池田尚人） 少年自然の家の施設等の使用料金につきましては、薩摩川内市内の保育園、幼稚園、小・中学校の団体、スポーツ少年団や子ども会等の団体は、研修使用料の100円、そのほか研修等用の宿泊等の使用料等が免除になります。ですので、集団宿泊学習の場合は、市内の小・中学生または幼稚園、保育園等、子ども会等は全てその点が免除になります。

○議員（成川幸太郎） わかりました。以前、私は企業に勤めているとき、教育担当のときに使ったときに結構払った記憶があったもんですから、それからすればえらい少ないなと思った。そういう免除があったんですね。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、少年自然の家を終わります。

△教育総務課・学校施設整備室・学校教育課の審査

○委員長（徳永武次） 次は、教育総務課、学校施設整備室及び学校教育課の審査に入ります。

△議案第15号 入来町小中学校遠距離通学補助条例等を廃止する条例の制定について

○委員長（徳永武次） それでは、議案第15号 入来町小中学校遠距離通学補助条例等を廃止する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（小原雅彦） 議会資料の1ページをお開きください。

目的は、遠距離通学費支給制度が旧市町村区域において格差があったことにより、これを解消し、通学に係る経済的負担の軽減、地域間の平等化を図ろうとするものであります。

2の現行制度をごらんください。

小学校は旧川内地域と旧入来地域だけ制度がございます。それぞれ通学距離ごとに記載の金額を支給しておりました。

中学校は、6地域でそれぞれ支給額や支給する基準も地域間で格差があり、支出費目も扶助費と補助金に分かれ、根拠規程も条例規則から要綱に至るまでさまざまでありました。

これを、3、新たな制度方針として、支出費目を扶助費に統一し、根拠規程を要綱で定めることとし、通学距離ごとの支給額を記載のとおりとし、小学校で片道4キロから6キロを年額3,000円、6キロ以上を年額4,000円とし、中学校を6キロ以上年額1万2,000円で統一したいとするものであります。ただし、祁答院地域の特定地域につきましては、激変緩和を避ける意味で5年間の経過措置を設けることとし、また、バス定期の助成については、平佐東地区、藺牟田地区については従来のとおり継続させることといたしました。

このため、このたび6地区で実施しておりました遠距離通学補助に係る制度のうち、条例として位置づけておりました入来町小中学校遠距離通学補助条例と祁答院中学校通学費補助条例と上甌の通学費の補助に関する条例を廃止したいとするものであります。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 私も樋脇出身なんで、樋脇のことを言いますが、自転車購入補助については支給額が年額1万2,000円ですが、片道4キ

ロから6キロ未満はもう出ないと。ほとんどの中学生が自転車で通学をしているわけなんですけれども、あとそれでない人はバスなんですよね。そうすると、今回の条例制定の廃止によって、結局そういう子たちの通学に係る負担がふえるということになるとしたら、ちょっとまずいんじゃないかなというふうに思うんですがどうなのでしょう。

○教育総務課長（小原雅彦） まず御指摘のありました樋脇の片道6キロ自転車購入補助ですが、従前、樋脇に関しては1回1万円としておりました。しかも自転車を購入した場合に限りとしておりました。しかし、最近では、やはり保護者が自家用車で搬送するなど、多様な通学手段が見受けられますので、そこをいわゆる経済的負担の軽減という観点で、まず自転車購入というそれを外しまして、いわゆる一律にこの6キロ以上にある人たちには平等にみんな、いわばどういう使い道にかかわらず扶助費として1万2,000円、年額支給するというように統一しようとした考えであります。

○委員（井上勝博） そうすると、自転車購入補助1回、自転車を買うごとにということで、今回は1年生から3年生までそれぞれ出てくる、これはよくなったと。定期券については2分の1の補助をしていたことについては、これは今までバスで通っていた方々は負担が重くなるということになるんですか。

○教育総務課長（小原雅彦） 現行制度のことを今記載してありますが、もう既にバスの路線に関しては、現状の通学に即しておりませんで、ここ何年も実績は、樋脇に関してですが、ございません。バスで通学する子はおられません。

この地域に関しては、学校の統廃合に伴ってスクールバスで通学をしておりまして、バス利用は全くございません。

○委員（井上勝博） わかりました。樋脇の子たちはよかったということになります。負担がふえるとしたらどういう地域でふえてくるんですか。それは考えていないですか。

○教育総務課長（小原雅彦） この制度につきましては、保護者の負担の軽減を目的とするものでございまして、保護者にこの通学に関して負担をこの制度で求めようとするものではありませんので、私どもが設定しましたこの範囲内で、保護者

の経済的負担の軽減が図られてくるものと思いますので、負担の増ということについては、ちょっと意識しておりませんが。

○委員（井上勝博）いやいや、それを確かめているわけです。それで結局、今までと比べて負担がふえるという子どもさんはいらっしゃらないんですねということを確認したいんです。

○教育部長（宮里敏郎）この制度については、合併後まちまちであったものを、今回、ある程度学校の再編が終わったことから、この機会に見直しをしよう。これは前回の委員会等で全て御説明させていただいたことでございます。

金額についても、県内とか近隣の状況を見ながら、中学校について年額1万2,000円、小学校についても、それぞれ6キロ以上が4,000円と、4キロから6キロが3,000円ということで御説明してまいりました。

今、おっしゃるとおり、これをするによって、今までもらっているよりも若干年額の補助金下がってしまうのは、祁答院がそういう形にはなります。今まで祁答院はその分たくさんもらっていたらっしゃったということにもなると思いますけども、そこはもう統一する際には、どこかのラインで調整させていただかないといけないということで、この特に年額1万2,000円を調整させていただきました。

なお、このことについては、既に地区コミの方にも御説明申し上げた上で、各中学校の学校のほうにも説明をして、きちんと理解を得ているところでございます。

○委員（井上勝博）わかりました。おっしゃることを信じたいと思います。

○委員（川添公貴）この条例を廃止するに当たって、その対象の人数をまず教えていただきたいのと、それから、扶助費として今後支給することなんで、そうなると、バス通学、スクールバスで通学する方にも、当然扶助費ですから支給をするということで理解をしてよろしいのかどうか。

○教育総務課長（小原雅彦）対象者については、これからまた平成31年度に関しては異動等がありますので、今考えられている現在の実績で想定をいたしますと、全体で約130人程度です。今、条例を廃止しようとする分、現在の入来地域は

二人、それから、祁答院地域は33人です。甌地区はおりません。

スクールバスで送迎する児童生徒についての経済的負担はございません。扶助費での支出という分はございません。スクールバスで搬送する児童生徒は、市のほうで搬送しますので、この支給対象で扶助費の支出はございません。

○委員（川添公貴）やっとなりして整理してきたと、ここにきていうことは十分理解するんです。対象者が少ないということなんで、大きな変化はないだろうと思うんですが、要は、質問の意味がちょっと通じなかったみたいで、扶助費を出すのに、スクールバスで通うのに扶助費をもらっているとおかしいんじゃないのという感があって、そこをきちっと分けてあるのかという質問だったんです。答弁で、スクールバスで通う分に関してはないということなんで、ということは、中学生に関しては、自転車通学をしている、例えば、スクールバスに乗っている子はないけど、自転車で通う子については扶助費が出るということになるということなんで、十分理解しました。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。
次に、委員外議員の質疑はございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
これより、討論、採決を行います。討論はありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）討論はないと認めます。
これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第16号 薩摩川内市学校法人の助成の手続に関する条例を廃止する条例の制定について

○委員長（徳永武次）次に、議案第16号薩摩川内市学校法人の助成の手続に関する条例を廃止

する条例の制定についてを議題とします。当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（小原雅彦） 議会資料の2ページをお開きください。

まず、趣旨として、現行では、私立学校振興助成法及び市補助金等基本条例及び補助金交付規則により学校法人に対する助成は可能となったことにより、同条例の目的は果たされたことから、廃止を提案するものであります。

2の根拠法令の改正というところの中で、この御提案する本条例は、改正前の旧私立学校法を根拠規程としておりまして、改正前の旧私立学校法では補助金の支出に係る手続きに係る分が削除され、その削除された分が私立学校振興助成法に規定されることとなった次第であります。

改正の分ではありますが、この下の表に私立学校法新旧という対象表をお示ししておりますけれども、左側、改正前の濃い字のところですが、「当該地方公共団体の条例で定める手続に従って援助を申請した学校法人に対し補助金を支出し、または通常の条件よりも学校法人に有利な条件で貸し付けをし、その他財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる」というふうに規定をしております。この規定に従って、今回御提案申し上げる、この薩摩川内市学校法人の助成の手続きに関する条例は規定をしておいた次第であります。

これが、別に法律で定めるとした分につきましては、これ、右の表に今度は改正になったわけです。「別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる」に改正されたわけでありまして。この「別に法律で定める」としたのが、次の3ページをお開きください。

中ほどに、3項、私立学校振興助成法第10条という規定がございまして、繰り返すこととなりますけれども、この中で学校法人の助成については、この私立学校振興助成法、ここの中で規定が同じ条文が規定されたところでございます。

もう既にこの私立学校の助成に関しましては、この私立学校振興助成法を、まず一番頂点としまして、市の補助金等基本条例、補助金等交付規則等々で対応等が可能でございますので、仮に今後、学校法人への助成の必要が生じた場合につきましては、これの根拠規程に基づいて、かかる予算を

御提案申し上げ、御審議いただくということになりますので、この条例の目的は達成されているものと判断し、本条例の廃止を御提案申し上げますのであります。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第17号 薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（徳永武次） 次に、議案第17号薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。当局の補足説明を求めます。

○学校教育課長（熊野賢一） それでは、議案第17号薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

議案つづりの17-1ページをお開きください。

提案理由につきましては、本会議におきまして部長が説明しておりますので、読み上げは省略させていただきます。

附属機関のうち、障害児就学審議会というものがございまして、今回の条例改正の内容としましては、教育支援委員会と名称を変更したいというものでございます。障害児就学審議会という附属機関は、特別な支援が必要な児童生徒の就学に当

たって、どのような就学先が適切であるか、または就学中においてどういった支援が必要であるかなどの意見をいただくという審議会でございます。

この審議会の名称につきまして、文部科学省の諮問機関であります中央教育審議会におきましては、市町村教育委員会の就学指導委員会、就学審議会等は教育支援委員会といった名称とすることが適当であるという提言を出しております。就学指導という名称につきましては、就学に際してのみ、つまり小学校あるいは中学校入学時に際しての特別支援学校であったり、特別支援学級といった就学先を決める際のかかわりに限られるような感がありますが、実際には、就学時でも就学後も継続的に児童生徒を支援していくわけですので、名称を改めるべきであるといった内容の提言でございます。

文部科学省では、この提言を受けまして、各自治体に名称変更を要請しておりまして、各自治体では名称変更が進んでいるところでございます。本市におきましても、提言に沿いまして、薩摩川内市教育支援委員会として名称を変更するものでございます。

なお、内容の変更はございません。附属機関の名称を変更するに当たりましては、薩摩川内市の附属機関に関する条例のほか、薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の改正が必要でございますが、報酬及び費用弁償に関する条例の改正につきましては、附則においてその旨を規定しまして、議案を一括して提案するものでございます。

以上、議案第17号薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） こういう機関があることを余り知らなかったんですが、ちょっと知り合いが小学校に上がる前の子どもさんについて、ここに行ったほうが良いと言われて、行ってみたら、いろんな意味で傷つけられたということをおっしゃっていたことを思い出したんですけども、こういった委員会で、やっぱりトラブルというのは生じやすいのかなど。名称変更については別にいいんですけども、お母さん方にしてみれば、自分

たちの子どもがちょっと違うというふうにレッテル張りされるかのような感覚を持つ場合もあるんですが、その場合についての問題についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○学校教育課長（熊野賢一） 今、委員がおっしゃられるのは、この就学審議会にかける前に、それぞれの子どもに応じて専門のカウンセラーの方とか、それからお医者さん等が相談をする、就学相談のときにその保護者とお医者さんが相談をされたときに、そのお医者さんの言葉について保護者のほうがちょっと傷つけられたというような申し出があったというようなことだと思いますが、その辺につきましては、十分、相談員の方、医師とか心理士さん、そういった人たちには十分配慮するように指導しているところでございます。

○委員（井上勝博） 所管事務にするのにはちょっと、ここの議題でいったほうがいいかなと思ったわけですが、今、その辺については十分注意されるということだったので、よろしく願いたいと思います。

○委員（川添公貴） この一部を改正する条例、これは十分理解をしたところですが、この条例提案を含めて、国の方針が障害児という言葉なるべく避けていきたい。私もそう思います。ですので、今回この支援員という形にされたのは十分理解できるんですが、この第17号を含めて、今後、公文書また一部の条例等に関して、やはり精査をしていくべきなのかなと思うんです。だから、そこの表現はまた文科省との国の統一感があるんで、国もいろいろ出してはいるんですが、その方向性をもってして、今後、いろんなそういう公文書、条例等を精査して行ってほしいと思うんですが、そのような考えはないでしょうか。

○学校教育課長（熊野賢一） 今、委員が言われたように、障害児という言葉について、いろいろ御意見が出ているというのは我々も承知しています。今の件につきましては、また国、あるいは県、そういったのとあわせながらまた検討していきたいなと思っています。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第32号 平成31年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（徳永武次） 次に、審査を一部中止してありました議案第32号を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○教育部長（宮里敏郎） 教育総務課学校施設整備室では、幼稚園、小学校、中学校並びに義務教育学校における教育の円滑な推進を図るため、機能性や安全性を考慮した施設の計画的な整備に努めてまいります。また、保護者への経済的支援等も継続して行ってまいります。

学校教育課では、郷土の自然や歴史、文化に根ざした小中一貫教育を初めとする薩摩川内市らしい特色ある教育活動を推進してまいります。また、ふるさと意識を高めつつ、心身ともに健康で確かな学力と豊かな心を身につけた児童生徒の育成に努め、未来をたくましく生きる力を育む教育を推進します。

学校給食においては、衛生的な施設整備のもと、地元食材を活用し安全で栄養バランスのとれた給食の提供に努めるとともに、食に関する食糧の推進にも努めてまいります。

では、主な事業について当初予算概要で説明いたします。

127ページをお開きください。

まず、教育総務課分でございます。中段の閉校跡地等移行管理事業については、ことし3月末で閉校する東郷小学校、東郷中学校施設の維持管理を行うとともに、閉校跡地の利活用を推進するために、電気設備等の切りかえ工事等を行うものでございます。

次に、奨学育英事業についてですが、これは経済的理由により就学が困難な者に対して、月額1万5,000円の特別奨学金を支給するもので、今年度は40人分を見込んでいただいております。

128ページになります。

上段の離島高校生就学支援事業については、離島地域の自宅を離れ、本土の高等学校等に就学する高校生の保護者に対し、家賃や寮費等の一部を支援するもので、支援額は月額2万円、対象者数については68人を見込んでおります。

中段の漁村留学制度事業については、鹿島地域で実施しているウミネコ留学生事業であり、全国から13名の小学生を受け入れる計画となっております。

下段の教育用コンピューター整備事業はICTを活用した教育を推進するため、各小・中学校及び義務教育学校の耐用年数を経過した教育用パソコン、校務用パソコン、財務パソコンを新たに更新するものでございます。

129ページになります。

上段の学校ICT環境整備事業は、各教室に設置している普通教室用のノートパソコンを更新するものでございます。

次に、学校教育課の事業です。

同じページ、下段のコンピューター教育指導事業は、ICT教育に携わる教職員の指導力の向上を図るため、民間事業者へタブレット支援業務等を委託するものでございます。

次、130ページになります。

上段の教育育成事業は、児童生徒の知識や技術向上を支援するもので、新規事業といたしまして、地元企業と連携したキャリア教育及びプログラミング教育実施事業業務委託を行うものでございます。

中段の特別支援教育支援員配置事業は、市立幼稚園、小・中学校の通常学級に在籍する教育上に特別の支援を要する障害のある幼児児童生徒に対し、特別支援教育支援員を配置するもので、今回、53人を配置する予定で予算措置をお願いするものでございます。

次は、131ページになります。

上段の学校運営協議会制度導入研究事業は、学校と保護者、地域がともに知恵を出し合い、意見

等を学校運営に反映させる学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールを運用、導入するもので、平成31年度は、これまで導入している地区に加え、新たに川内北中、川内中央中、川内南中校区で研究、準備を進めることにしております。このことにより、平成31年度中に市内全中学校区域にこの制度が導入されることとなります。

下段の小中一貫教育推進事業は、市内全中学校区で連携型の小中一貫教育を推進し、小学校英語教育の充実やふるさとコミュニケーション科による各学校の特色ある教育活動を推進するもので、新学習指導要領により平成32年度から導入される小学校英語科を前倒して実施するため、平成30年度に引き続き、小学校5、6年生の英語科と小学校3、4年生の英語活動の全ての授業において教員を補助する英語サポートティーチャーを配置するものでございます。

132ページになります。

上段の学校保健体育運営管理事業は、幼児、児童、生徒及び教職員の健康管理のほか、フッ化物洗口事業、部活動における各種大会への参加補助等を行うものです。

中段の給食センター管理事業は、市内5カ所ある学校給食センターの管理運営を行うために、調理業務委託や米炊飯委託業務等を行うものでございます。なお、予算とは直接関係ありませんが、平成31年度より給食費の徴収について、川内中学校給食センターでも、口座引き落としによる徴収を開始する予定でございます。

○委員長（徳永武次） それでは、当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（小原雅彦） 予算調書の228ページをごらんください。

10款1項1目事項、教育委員会費は教育委員会の運営に関する経費で、事業費282万3,000円は4人の教育委員の報酬等に係る経費であります。

次に、2目事項、事務局管理費は、事務局職員の人件費、事務局の管理・運営に係る経費で、事業費4億5,288万8,000円は、学校司書補業務嘱託員23人の報酬のほか、41人の事務局職員の給与等、小・中学校、幼稚園ごみ収集業務委託、閉校学校体育館・本校校舎電気設備等切り

離し工事のほか、学校教育施設整備基金に旧高城西中学校、山田小、南瀬小学校の跡について、企業使用に係る使用料の一部を基金として積み立てようとするものであります。

次に、229ページをお開きください。

同項2目事項、奨学育英事業費は、能力があるにもかかわらず、経済的理由により高等学校の就学が困難である者に対する特別奨学資金支給に係る経費で、事業費721万9,000円は、給付者40人に対する特別奨学資金の給付が主なものであります。

3目事項、教育育成費は、高等学校へ通学するために、自宅がある甌島を離れ、本土の民間アパートや寄宿舎等に居住している高校生の保護者に対し、居住費や帰省費等の一部を支援する事業に係る経費で、事業費1,596万円であります。

次に、230ページをお開きください。

3目事項、漁村留学制度事業費は、ウミネコ留学制度により鹿島町内の里親のもとから通学し、豊かな自然の中での学習・体験を通じた相互の教育効果の向上と、教育振興の充実に係る経費で、事業費573万6,000円の内容は、ウミネコ留学制度業務委託が主なものであります。

4目事項、教職員住宅管理費は、教職員住宅の管理及び維持補修に係る経費で、事業費は4,582万4,000円で、主な内容は、維持管理経費に加え、老朽化し使用しなくなった教職員住宅2棟3戸の解体工事の分であります。

次に、231ページをお開きください。

10款2項1目事項、小学校管理費は、小学校26校及び義務教育学校1校に要する管理運営及び維持補修に係る経費で、事業費3億3,724万6,000円の内容は、学校用務嘱託員、学校主事の人件費のほか、小学校に係る光熱水費のほか、浄化槽、消防設備・電気設備、貯水槽清掃などの業務委託が主なものであります。

同項の2目事項、小学校教材備品整備費は、小学校26校及び義務教育学校1校に係る教材整備に係る経費で、事業費1,868万9,000円の内容は、小学校の授業で使用する教材備品の購入に要する経費等であります。

次に、232ページをお開きください。

同目事項、小学校理振法備品整備費は、小学校及び義務教育学校の理科教育振興法に基づく備品

整備に係る経費で、事業費333万6,000円の主な内容は、小学校等の理科と算数の授業で使用する教材備品の購入に要する経費であります。

同目事項、小学校扶助費は、経済的理由等により就学困難な児童及び特別支援学級の児童に対する学用品、学校給食費などの就学援助や、スクールバス運行業務、タクシー借り上げ、遠距離通学児童に対する補助等に係る経費で、事業費1億4,272万1,000円の主な内容は、事項内容と同様、閉校に伴う児童の通学のためスクールバスの運行、タクシーの借り上げ、就学援助費等に係る経費であります。

次に、233ページをお開きください。

同目事項、小学校近代教育設備費は小学校及び義務教育学校のパソコン整備等に係る経費で、事業費1億7,590万1,000円の主な内容は、設置後7年が経過し、老朽化したものとウィンドウズのサポート終了に伴いますパソコンの更新が主なもので、教育用パソコンは、小学校10校のパソコン室の児童用タブレットパソコン168台、校務用パソコンは小学校教員が学校業務で使うためのもので、小学校23校の教員分124台、財務用パソコンは、県費の学校事務職員が学校の財務に使用するためのもので28台、教室用パソコンは、普通教室に各1台ずつ配置しているパソコンで87台を更新しようとするものであります。

次に、3項1目事項、中学校管理費であります。中学校13校及び義務教育学校の管理運営及び維持補修に係る経費で、事業費1億9,554万1,000円の主な内容は、学校用務嘱託員、学校主事の給与等人件費のほか、中学校の光熱水費のほか、各種業務委託等が主なものであります。

次に、234ページをお開きください。

同項2目、事項、中学校教材備品整備費は、中学校12校及び義務教育学校の教材整備に係る経費で、事業費1,159万円の主な内容は、授業に使用する教材備品の購入に要する経費等でありま

す。同項2目、事項、中学校理振法備品整備費は、中学校及び義務教育学校の理科教育振興法に基づく備品整備に係る経費で、事業費218万円の主な内容は、中学校の理科の授業で使用する教材備品の購入に要する経費であります。

次に、235ページをお開きください。

同項2目、事項、中学校扶助費は、経済的理由等により就学困難な生徒及び特別支援学級の生徒に対する学用品・学校給食費等の就学援助や、スクールバス運行業務、タクシー借り上げ、遠距離通学生徒に対する補助等に係る経費で、事業費1億84万8,000円の主な内容は、事項内容と同様、閉校に伴う生徒の通学のためのスクールバスの運行、タクシーの借り上げのほか、就学援助費等に係る経費であります。

その下、同日、事項、中学校近代教育設備費は、中学校及び義務教育学校のパソコン整備等に係る経費で、事業費1億1,421万5,000円の主な内容は、学校図書館システム保守業務委託などのほか、設置後7年が経過し老朽化したものと、ウィンドウズのサポート終了によるパソコンの更新が主なもので、教育用パソコンは中学校7校のパソコン室の生徒用タブレットパソコン161台、公務用パソコンは中学校教員が学校業務で使うためのもので12校教員分80台、財務用パソコンは県費の学校事務職員が学校の財務に使用するためのもので14台、教室用パソコンは普通教室に各1台ずつ設置するパソコンで28台を更新しようとするものであります。

次に、236ページをお開きください。

4項1目、事項、幼稚園管理費は、幼稚園12園の管理運営及び維持補修に係る経費で、事業費2億4,819万7,000円の主な内容は、幼稚園教諭業務嘱託員13人、幼稚園教諭等25人の給与等人件費のほか、幼稚園施設の光熱水費など、管理運営に要する経費が主なものであります。

同項2目、事項、幼稚園扶助費は、市立幼稚園のスクールバス運行に係る経費で、事業費1,287万9,000円の主な内容は、園児の保全のためのスクールバス添乗員のほか、スクールバス運行業務委託等が主なものであります。

237ページをお開きください。

11款3項2目、事項、現年単独文教施設災害復旧事業費は、学校施設災害復旧に係る経費で、事業費100万円の主な内容は、伐採業務等の経費であります。

4項1目、事項、現年公用・公共施設災害復旧事業費は、学校施設以外の教育関係公共施設の災害復旧事業に係る経費で、事業費450万円の内

容は、事業内容と同じであります。

続きまして、歳入について主なものを説明いたします。

66ページをお開きください。

15款2項8目教育費補助金のうち、教育総務費補助金624万円は、離島高校生修学支援補助に対する国庫補助金で、17款1項1目財産貸付収入のうち、土地建物貸付収入2,760万円は、教職員住宅の家賃収入であります。

19款1項7目特別奨学基金繰入金720万円は、特別奨学金を支給するための財源として、同基金から繰り入れるものであります。

○学校施設整備室長（上口憲一） 学校施設整備室分につきまして、御説明申し上げます。

歳出予算につきまして、予算調書の238ページをお開きください。

上段の事項、事務局管理費13万8,000円は、職員の県庁出張及び甌島出張に伴う経費であります。

次に、下段、事項、小学校管理費2,956万2,000円は、小学校施設の維持補修に係る経費で、浄化槽等点検委託に伴う修繕や、学校施設の緊急な修繕等を施設管理組合へ業務委託する経費でございます。

次に、239ページをお開きください。

上段の事項、小学校諸施設整備事業費4,139万5,000円は、小学校の諸施設整備に係る経費で、主に亀山小、永利小の仮設校舎借り上げに伴う賃借料及び校舎等の外壁落下防止工事等に要する経費でございます。

次に、下段の事項、中学校管理費1,732万円は、中学校施設の維持補修に係る経費で、浄化槽等点検委託に伴う修繕や、学校施設の緊急な修繕を施設管理組合へ業務委託する経費でございます。

次に、240ページをお開きください。

上段の事項、中学校諸施設整備事業費1,250万円は、中学校の諸施設整備に係る経費で、主に屋体床・壁・天井改修工事等に要する経費であります。

次に、下段、事項、幼稚園管理費398万円は、幼稚園施設の維持補修に係る経費で、浄化槽等点検委託に伴う修繕及び幼稚園施設の緊急な修繕を施設管理組合へ業務委託する経費でございます。

次に、241ページをお開きください。

上段の事項、幼稚園諸施設整備事業費440万円は、幼稚園の諸施設整備に係る経費で、主に園舎の屋根改修工事等に要する経費でございます。

次に、下段、事項、現年公共文教施設災害復旧事業費450万円は、学校施設の災害復旧事業に係る経費で、国庫負担金対象事業分でございます。

次に、242ページをお開きください。

事項、現年単独文教施設災害復旧事業費620万円は、学校施設の災害復旧事業に係る経費で、市単独事業分の経費でございます。

引き続き、歳入について御説明申し上げます。

予算調書の68ページをお開きください。

15款1項4目災害復旧費負担金300万円は、公立文教施設の現年災害分の国庫負担金、これは補助率3分の2分でございます。

○学校教育課長（熊野賢一） 学校教育課に係る平成31年度当初予算について御説明いたします。

まず、歳出予算について説明いたしますので、予算調書の243ページをお開きください。

事項、教育指導費は、児童生徒の知能・学力検査及びタブレット支援など、授業改善を図るための教職員への教育指導等の実施に係る経費であり、事業費1,907万7,000円で、主なものは、児童生徒知能・学力検査業務委託等、補助金は人権教育推進補助金12万円でございます。

なお、本年度につきましては、中学校で採択教科となる道徳の教師用の教科書、指導書の購入や東郷学園義務教育学校開校に係る学齢簿システムの改修業務委託があります。

事項、教育研修費は、教職員の資質向上のための研修補助に係る経費であり、事業費81万円でございます。

244ページをお開きください。

事項、教育育成費は、社会科見学、仲良し音楽会等による児童生徒の表現力や学習意欲の向上、「わくわく薩摩川内土曜塾（基礎・基本学習講座）」の実施、及び特別支援教育支援員配置などに係る経費であり、事業費7,317万9,000円で、主なものは、特別支援教育支援員の賃金、英語技能検定試験の検定料、社会科見学等バス借上料などで、補助金は、甌アイランドウォッチング事業補助金351万8,000円、英語力向上プラン事業補助金87万円、中学校生徒会連絡会運営補助金ほか2件の102万9,000円

であります。

なお、新規事業といたしましては、キャリア教育アンプログラミング教育実施事業業務委託がございます。

事項、教育派遣費は、外国語指導助手（ALT）による英語教育の充実・学力向上等に係る経費であり、事業費3,348万円で、主なものは、外国語指導助手4人の人件費、ALT研修及び帰国等旅費、自治体国際化協会負担金でございます。ALTの派遣先につきましては、ALT7名中、自治体国際化協会から4名、残り3名が委託方式となっております。

245ページになります。

事項、教育研究費は、学校運営協議会制度の運用及び新規導入に係る事業、小・中学校における地区指定研究協力校の研究公開等に係る経費であり、事業費161万8,000円でございます。

事項、心の教室相談員配置事業費は、心の教室相談員の配置に係る経費であり、事業費142万円で、主なものは、教育相談員謝金でございます。

246ページをお開きください。

事項、子どものサポート体制整備事業費は、不登校児童生徒の学校復帰のための適応指導教室、本市ではスマイルルームと呼んでいますが、その運営等に係る経費であり、事業費258万5,000円でございます。

事項、薩摩川内元気塾事業費は、県内外の著名人等を招聘した薩摩川内元気塾の実施に係る経費で、事業費219万円でございます。

247ページになります。

事項、小中一貫教育推進事業費は、小中一貫教育を市内全中学校区で展開し、発達段階に応じた教育の充実、各学校の特色ある教育活動の推進及び小中一貫教育推進事業講演会の開催に係る経費で、事業費2,311万8,000円でございます。

事項、スクールソーシャルワーカー活用事業費は、スクールソーシャルワーカーを配置し、学校や関係機関、家庭への派遣や連携を通じて、生徒指導上の諸問題の解決及び発生防止に係る経費であり、事業費639万8,000円でございます。

248ページをお開きください。

事項、学校保健体育運営管理費は、幼児児童生徒及び教職員の健康管理等に係る経費であり、事業費4,853万8,000円でございます。

事項、日本スポーツ振興センター共済給付事業費は、日本スポーツ振興センター共済制度加入及び災害給付金の給付に係る経費であり、事業費1,628万2,000円でございます。

249ページになります。事項、各種大会運営費は、小学校綱引競技大会実施に係る経費であり、事業費204万9,000円でございます。

事項、幼稚園扶助費は、甌島地域での市立幼稚園預かり保育実施に係る経費であり、事業費337万5,000円でございます。

250ページをお開きください。

事項、給食センター管理費は、学校給食センター5施設の職員人件費及び管理運営に係る経費であり、事業費3億7,255万8,000円でございます。

事項、給食センター施設設備整備費は、学校給食センターの施設や設備の整備に係る経費であり、事業費は2,671万2,000円でございます。

以上が歳出でございます。

歳入の説明をいたします。

予算調書の69ページをお開きください。

負担金、教育費負担金328万1,000円は、日本スポーツ振興センターの保護者負担金でございます。

使用料、教育使用料667万8,000円は、幼稚園の使用料及び給食センターの行政財産使用料に係るものでございます。

国庫補助金、教育費補助金59万2,000円は、それぞれ充当先事業の歳出予算に対して計上するものでございます。

雑入939万8,000円は、甌島地域で実施している預かり保育の保育料と、給食センターの電気料実費収入金及び日本スポーツ振興センターの給付金でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）給食費について、先ほどの説明では、口座引落にしたということで、先生が徴収するということはもうないというふうに理解してよろしいんですか。まだ残っているんですか。

○学校教育課長（熊野賢一）議員が言われるとおり、教師が徴収するということはありません。

○委員（井上勝博）パソコンの財源なんですけ

ど、よくパソコンを購入するときの財源は、原発関連の交付金なんかを使われていたと思うんですが、今回については、財源がどういうふうになっているんですか。

○教育総務課長（小原雅彦） 電源交付金を従来使っておりますが、平成31年度につきましては、まだこれから協議を進めていきますので、協議が整い次第、また歳入予算については御提案を申し上げることになると思います。

[発言する者あり]

○教育総務課長（小原雅彦） 済みません。失礼いたしました。企画政策課の所管予算のほうで一括で電源交付金のほうは受け入れまして、かかる支出について、その分についてパソコンは充当するというような経費になります。

○委員（井上勝博） スクールバスの件なんですけど、例の新聞報道もされて、虚偽報告があったということについては、大体調べがついたんでしょうか。

○教育部長（宮里敏郎） その件については、最後、所管事務のところで説明させていただきたいと思います。

○委員（杉藺道朗） 小・中学校教材備品等の購入が予定されていますが、吹奏楽部あたりの木管楽器、金管楽器等々が不足しているような話もちらっと聞いたことがあるんです。ですから今回のこの教材備品の中には、それが入っているのか。各小・中学校からの要望等々は、どのような状況になっているのか。

それと、当然、廃校になる学校で備品として使われていたそういう楽器等々があるわけですが、以前、そういう部分も活用するというふうに聞いた記憶があるんですけども、現状どうなっているのか、ちょっと教えていただければと思います。

○教育総務課長（小原雅彦） 吹奏楽部が使用する楽器等の予算措置についてであります。一応各学校からそういうその別枠で希望をとります。しかし、非常に楽器そのものが高額で、現行ではとても、予算の執行に1回で耐えられるような要求量にはございませんので、何年かに分けて、言えばその優先順位を決めて配分といいますか、一応学校の予算の中には組んでございます。

また別に、あとは学校の配当予算の中で、可能

であれば、その配当された備品購入費の中で一部には購入することも可能ですが、とりあえず、そういう序列をつけて予算配分を一応させていただいているところであります。

それから、廃校になりました学校の楽器等も確かにございます。楽器に限らず、全ての備品については、市内の学校に案内をかけた上で、それで使えるものについては使っていただいて、それぞれその各学校には、何といいますかね、配分といいますか、そういうふうに分けて使っていただくようにしてはあります。

○委員（杉藺道朗） 平成31年度の予算の中にも、そこまで含まれているというふうに理解すればいいんでしょうかね。なぜ聞いたかといいますと、要望もあるというふうに聞く部分もあるんですけども、きのうは、中学校の卒業式で、各吹奏楽部のメンバーの方々が厳かな演奏をされて――僕は北中に出たんですけども、そういう中で、どうしても部員がふえてきて、特に薩摩川内市、そういう吹奏楽部、もう亀山とか、平佐西とか活躍されている中において、万が一にもそういう十分に行き渡らなくて、なかなか練習に支障があるというふうになったらまずいよねという思いもあったものですから、お聞きをしましたので、そこらあたりは、しっかり予算措置もしてあるということですので、十分配置がなされて、子どもたちのクラブ活動を含めて、部活動にしっかり生かされるようお願いをしておきます。

○委員（川添公貴） 学校教育課のほうに、いじめ問題対策審議会委員の報酬等が計上されているんですが、まずどういうメンバーなのかということと、どのような問題があって対処する予定なのか、そこ辺を教えていただきたい。まずは、お願いしたい。

○学校教育課長（熊野賢一） 今、審議会のほうにつきましては、まず弁護士を一人、それから純心大学の専門の大学の先生をお二人、それから校長代表を一人、それから保護者代表を一人の5名で構成しております。

今のところ重大事案が起きたときは、それに対応するということですが、今のところ本市のいじめ問題への取り組み等について、いろいろ御提案をいただいているところでございます。

○委員（川添公貴） ぜひ重大事案がある前に、

今、定義がちょっと変わってきたということを聞いているので、やはり昔からすると、触ったのがいじめなのかどうかという定義が、もうかなり広くなったばかりで難しい問題なので。何で質問をしたかという、昨日もそういうちょっと不幸な案件等が出ていますので、本市では、こういう審議があるのであれば、ぜひ予算の範囲内で早目に対応をして、未然に防ぐということをお願いしておきたいと思います。

それから、英語技能検定試験検定料の補助金と、ALTの補助金がありますよね。それから、小学校英語指導支援員のESTの賃金等、1,298万2,000円等が英語力向上に向けてかなりの額の予算を計上してあるんですが、平成31年度でどのような効果を見込んでいらっしゃるのか、この多額の予算を組んで。学習学力—学力学習でしたっけ、どっちが前か後かちょっと。余りいい成績じゃないんで、どのような効果を見込んで、このような予算計上をされているのかという点をお聞かせ願いたいと思います。

○学校教育課長（熊野賢一）本市は、英語力に非常に力を入れておりまして、今、委員がおっしゃいました、まず中学生への英検の検定料の補助というのを取り組んでおります。また後でグループ長のほうから詳しい数字は申し上げたいと思いますが、多くの子どもたちが受検して、英語への関心が非常に増しているという状況でございます。

ALTにつきましては、やはりネイティブな英語に触れさせるということで、7名のALTが全小・中学校に行って、子どもたちと一緒に授業を受けているという状況でございます。

ESTにつきましては、新学習指導要領で、新しくなります5・6年生が英語科、それから3・4年生が英語活動、それから本市は、1・2年生も英語活動に本市独自で取り組んでおりますので、そういった小学校における指導を充実させるということで、ESTというのを導入して1年目が経過しました。

おおむね学校のほうからは、英語を全くしていなかった小学校の先生たちが英語の授業をしなきゃならないわけですから、非常に助かったというような報告は受けているところです。

○指導グループ長（岩脇勝広）では、まず英語の中学校の英語検定の実施状況です。一番全国的

に客観的に言われておりますのが、中学校卒業時の英検3級以上の取得率、これが一般的にスタンダードということで見られている数値でございます。

本市におきましては、平成29年度、昨年度34.8%でございます。中学校を卒業する3年生のうち、34.8%が3級以上を取得したということになります。

なお、この数値につきましては、全国、また鹿児島県の数値よりは高いというところで、比較的効果は出ているというふうに思っているところでございます。

○委員（川添公貴）なぜ質問をしたかという、中学校で3年、高校で3年、英語を学んだんですが、いまだに全くわかりません、それで私は洋画が好きなので、字幕つきを見てずっと聞いているんですけど—けさも自分のことを言うんですけど、朝3時に起きましたから7時まで聞いていたんで、4時間ぐらいずっと聞きっぱなしなんですけど、わかりません。

僕は能力がないというのがわかっているんで、それはあえて言っているんで、批判される必要はないと思いますね。嚴重注意をお願いしておきます。

そのような時期が、貴重な時期だと思うんですね、中学校、小学校が。だからこの予算をもうちょっとふやしていただいて、しっかりと英語に親しんでいただいて、そしてもっと英語が自分のものになるように、もうちょっと予算を組んでいただきたいということが要望なんです。

時数の問題もあるだろうけど、いろんなチャレンジをして、もう方策をとって時数の確保を今しようとしているので、その方向性の中で時数が出てきたら、予算をふやして、そういう教育にもうちょっと力を入れてほしいなど。これはお願いなんです。

この予算がいいかどうかということじゃなくて、私は少ないと思うんですね。十分かけるべき予算だろうと思っていますので、今後とも、せめて通常会話ができるぐらいは私もなりたいと思うんですが、それぐらいを中学校卒業ぐらいでできるように予算を投入してやっていただきたいと思うところで質問したところです。お考えがあったら、よろしくお願ひしたいと思います。

○学校教育課長（熊野賢一）先ほど申し上げればよかったです、今年度1月に行いました鹿児島学習定着度調査におきましては、英語の力が非常にアップしているという結果が今出たところでございます。今委員が言われましたとおり、私も日常の会話ができません。そういう状況ですので、子どもたちがやっぱり通常使える、英語力を身につけさせられるように、いろいろ政策をまた講じていきたいなと思っているところです。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）ここで、休憩します。再開はおおむね13時といたします。

~~~~~

午前11時58分休憩

~~~~~

午後0時57分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次）休憩前に引き続き、会議を開きます。

御質疑をお願いいたします。

○委員（瀬尾和敬）離島高校生就学支援事業についてお伺いしたいんですが、一人頭年間24万円、これは給付型なんですか。どうなんですか。

○学校教育課長（熊野賢一）そのとおりです。給付いたします。

○委員（瀬尾和敬）その生徒さん方が、例えば、他の奨学金を申請された場合なんかとの整合性とかいうのはどうなっているんですか。

○学校教育課長（熊野賢一）これは、両親が甌におられて子どもだけを本土のほうにやられるということで、奨学金とは全く関係ございません。いけばもう寮費の補助ですので、奨学金とは整合性はございません。

○委員（瀬尾和敬）本土等と書いてあるんですけど、これは本市内ということではなくていいんですか。

○学校教育課長（熊野賢一）いわゆる県内・県外どこでも本土のほうという意味であります。

○委員（瀬尾和敬）わかりました。

済みません、続けて、その下にウミネコ留学制度のことが書いてあります。13名を受け入れる

予定であるとなっているんですが、今、鹿島に住んでいる児童というのはどのぐらいいるものなのかお伺いします。

○学校教育課長（熊野賢一）ウミネコ留学制度の対象は13名でしておりますが、今、在学生在が何人かちょっと調べます。

○専門職（堀切良一）鹿島小の平成30年度の児童数でございますが、29名でございます。

○委員（瀬尾和敬）それは留学生を含めてということですか。

○専門職（堀切良一）はい、そうです。含めて29名でございます。

○委員（瀬尾和敬）里親を確保するのが大変な時代になっているんじゃないかと思うんですけども、その辺の御苦労はありませんか。

○学校教育課長（熊野賢一）地元でつくっている実施委員会が里親を探します。今のところ、去年していただいた方がまたことしもということで、だんだん高齢化をしつつあるということは伺っておりますが、御苦労はあろうかと思いますが、現状では特に問題がないというような状況であります。

○委員（瀬尾和敬）ウミネコ留学というこのネーミングからしてもユニークなものであり、大変かもしれませんが、今後も進めていただきたいと考えます。

もう一つだけ、ESTのことについてお伺いしたいんですけど、これは、例えば、資格というのはどういうものなのかお伺いしたいんですが。

○指導グループ長（岩脇勝広）ESTの資格、する上での条件ということでございますが、日常英会話が普通にできる、かつ英検2級程度以上ということで規定を定めているところでございます。

○委員（瀬尾和敬）ESTに対する報酬というのは、どういう計算をされるのかわかりませんが、1授業当たり幾らとか決まっているんですか。

○指導グループ長（岩脇勝広）ESTの報酬でございますけれども、小学校の授業は45分でございますが、1単位の時間を、45分なんですけれども、その前に15分間、事前の打ち合わせということで、60分に対して2,000円の謝金を支払っているところでございます。

なお、交通費は別途支給ということになります。

○委員（瀬尾和敬）これはある程度高度な英語

力を持った方、一般の人にはちょっとできないようなことです。2,000円という対価は十分なんではないでしょうか。例えば、これを一生懸命やっておられても、果たしてそれでありわいが立っていくような立場なのか、そこのところをちょっとお伺いしたいんですけど。

**○指導グループ長（岩脇勝広）** 単価2,000円ということですが、まず18人、本年度雇用してございますけれども、それぞれ自分が持っている学校数、また、学校の規模に応じて授業時数が異なってまいりますので、個人の差はございます。

ただ、これだけで生計を立てていくというのはかなり厳しいという状況であるかと思えます。

**○委員（川添公貴）** 小学校扶助費のスクールバス運行业務委託事業について、6,328万3,000円プラスその他の運行业務費について質問しますが、4月8日から新学期がスタートするわけですが、十分早目に準備をしておかないかと思うんですが、この予算執行に当たって現在どのような準備を進めていらっしゃるのかを教えてくださいたいと思います。

**○教育部長（宮里敏郎）** 小学校扶助費等に伴うスクールバスの委託関係ですが、今、小学校の扶助費の中で6,328万3,000円、それから、中学校扶助費にスクールバス関係で3,384万8,000円計上してございます。その中で、12月補正の債務負担額が9,571万7,000円です。ちなみに、中学校費は全部債務負担額となっております。現在、その債務負担を設定させていただいた金額の中で、来年度のスクールバスの委託事業について、それを進めようとしているところでございます。この中でおさまれば早目の契約ができるんですけども、万が一、この債務負担額の中での契約ができなかった場合については4月1日、早い段階で再度、既定予算のほうを使って、委託については執行事務を進めていきたいというふうに思っております。

**○委員（川添公貴）** 債務負担行為の範囲内で仮におさまらなかったとしたときは、暫定予算の執行という形で、債務負担行為の範囲内の暫定執行ということで事を進めていかれるのか、それとも、その範囲内でおさまるような契約に結びつけてやっていかれるのか、どちらなのでしょう。

**○教育部長（宮里敏郎）** 債務負担の中でまずできる範囲でももちろん契約ができるようにいたしますけれども、債務負担の金額の中でおさまらなかった分については、債務負担額の変更はもう今回できませんので、4月以降の新年度でやりたいんですけども、新年度についても既にもう金額をほぼ執行した状況になりますので、できましたら既定予算の中で執行はさせていただいて、その不足分については、場合によっては後の補正等で対応させていただくことになるかもしれませんので、そこは御理解いただきたいと思えます。

**○委員（川添公貴）** 子どもの安全な通学を確保するというのが主体なので、予算の面は高いか安いか全然わかりませんので、その範囲内で仮におさまらなかったとしたら暫定予算という形で執行して、後ほど補正を組んで合わせつけるという形になるので、その予算の執行に当たっては今後また検討が必要だと思うんですが、この範囲内でぜひ新学期から子どもたちに支障がないように、バスの運行だけは暫定だろうが何だろうがとりあえずは進めてしっかりやっていただきたいと思えます。

多くて9,500万円です。ということは、かなりの児童生徒の送迎にかかわる問題なので、そこだけは支障のないように予算の執行をこの予算が通れば努めていただきたいと思えます。超えるか超えないかは別にしてです。それはもうそのときの契約相手方の経営状況等によって変わるだろうと思うので、そこはもうそれでいいとして、そうやってもらいたいと思えます。スムーズに行くようにあらゆる手段を行使してもらいたいと思えます。

**○教育部長（宮里敏郎）** 今、委員が言われたとおり、我々も小学校の新学期からのスクールバスの運行がスムーズに行くというのが一番大前提でございますので、その点につきまして、予算の執行の状況で既定予算から使って、後ほどまた補正をさせていただく場合もありますけれども、今、川添委員が言われたとおり、我々としてはとにかく4月新年度からのスクールバス運行に支障のないように努めていきたいと思っております。

**○委員（坂口健太）** 幾つか質問させていただきたいと思えます。

まず1点目に、10款1項3目教育育成費について、キャリア教育及びプログラミング教育実施事業業務委託というのを新規事業として計上されておりますが、概要についてお示しください。

○**学校教育課長（熊野賢一）** 新学習指導要領から小学校の子どもたちにプログラミング教育をするというのが明記されておりますので、そのために、まず1点は、先生方の研修をやっぴり充実させなければならないということで、小学校の先生方の研修会を計画しております。

あと、それに当たって、10校程度選んでモデル的な事業を実施できないかということで、今、薩摩川内市の企業連携協議会と連携を図りながら進めていけたらなと考えているところです。

○**委員（坂口健太）** では、キャリア教育及びプログラミング教育については御説明いただいたということで認識いたしました。

もう1点なのですが、英語力向上プラン事業について、これまでも行われた事業ではあるんですが、英検の試験検定料の負担を5級以上から3級までというような範囲内で限定している理由をお示しください。

○**指導グループ長（岩脇勝広）** まず、英検のレベルでございますけれども、3級が中学校3年生卒業程度ということであります。あと、英検4級が中学校2年生レベル、英検5級が中学校1年生レベルということで、5級から3級までというのはちょうど対象学年が中学生ということで、3、4、5級ということで設定しているところでございます。

○**委員（坂口健太）** 教育委員会としても英語力の向上を図っていくという観点から、本市の中学生の中には自主的に学習もされて、3級以上、準2級であったり、2級であったり、そういったものにチャレンジされたい生徒もおられると思いますので、今後、適用要件に関しては改めて検討していただくように要望いたします。

○**委員（井上勝博）** 確認するのを忘れていました。就学援助については、学校に入学する前に出せるようになってるんだと思うんですが、その確認と、それから、修学旅行などの援助といえますか、そういったものは時期的にはどういうふうになっているのか教えてください。

○**学校教育課長（熊野賢一）** まず、新入学用品

費の支給の状況でありますけれども、御承知のとおり、今度4月に入学する子どもたちから支給できるように、既にこの3月に支給できるように準備を整えております。

それから、修学旅行費であります。補助対象になる分は、交通費とか、そういう実費に当たって実績を出していただいて支給しております。

○**委員（井上勝博）** 中学校の支度金というか、準備金はどうなのか。それから、今、修学旅行については私時期を聞いたんですけど、例えば、修学旅行の前に出るのか、後になるのか、そこら辺を確認したいんですけど。

○**学校教育課長（熊野賢一）** 中学生も同様に、入学前のこの3月に、これはもう去年から支給できるように体制を整えております。

それから、修学旅行費ですけれども、実績に応じてですので、支給は12月から3月にかけて、学校ごとに修学旅行の時期が違いますので、修学旅行後に申請していただいて、その対象分について支払うという体制にしております。

○**委員（井上勝博）** なかなか生活が苦しい家庭であるわけですから、修学旅行費などもできればもう事前に出せるような、とりあえず仮払いという形でもできないかなんですけども、そこは難しいところなんではないでしょうか。

○**学校教育課長（熊野賢一）** 基本的に交通費の実費相当ですので、前もって払うと返納とかが生じてきます。そうすると、1回納めたものを返していただくというのは非常に厳しいものがございますので、やはり実費で。そのかわり、支払うのは実績を上げたらすぐ支払えるように心がけておりますので、そのようにしていきたいと考えます。

○**委員長（徳永武次）** ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（徳永武次）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（徳永武次）** 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△陳情第7号 三学期制の堅持を求める陳情書

○**委員長（徳永武次）** 次に、前回の委員会において審査を一時中止しておりました陳情第7号三

学期制の堅持を求める陳情書を議題とします。

まず、当局から、二学期制に関し、前回の委員会以降の動きや今後のスケジュール等について説明をしていただくこととし、その後、改めて質疑を行うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。

それでは、そのように進めることとし、当局に説明をお願いします。

○学校教育課長（熊野賢一）それでは、前回2月14日の総務文教委員会以降の二学期制に関する経過について御報告をいたします。

2月15日に第4期の二学期制検討委員会を行いました。その場では、大村市の視察報告、それから二学期制について語り合う会の報告、それから教職員の意識調査の報告を行った後、委員の皆様から意見をいただいたところです。委員からは、いじめや不登校の解消に効果があるのは明らかだから二学期制はよいと思うと。学校によって差があることから教職員の理解を得る必要がある。他市町村の意見を聞くことも大切だが、薩摩川内市がどのような教育方針でいくかが大切であり、それを強く打ち出してほしい。先生方や保護者の意見を聞きながら二学期制をつくっていけばよい。やってみないとわからないからこそ、やってみることが大事というような意見が出されたところでした。検討委員会におきましては、結論には至らなかったと、結論を出したところではございません。意見を伺ったというところでございます。

このことにつきましては、2月25日の定例教育委員会で報告をいたしまして、今後の進め方等について協議を行ったところでございます。教育委員会におきましては、2020年度からの一斉導入については、現時点では難しいと。今後の進め方については、検討委員会等で慎重に検討を進めていく必要があるとの意見が出され、このことにつきましては教育長が一般質問でお答えしたところでございます。

今後の日程につきましては、3月18日、第5期の二学期制の検討委員会を開催いたしまして、今後の進め方等についての意見をいただきたいというふうに考えているところです。

続きまして、前回の総務文教委員会で資料の提出を求められておりましたので、資料について説

明をさせていただきたいと思います。

総務文教委員会資料の1ページをお開きください。

まず、二学期制に関する意識調査結果につきまして御報告を申し上げます。

本調査はことしの1月28日から30日までの間で、全小・中学校の県費負担教職を対象に行いました。調査対象教職員数は697人で、のうち680人から回答をいただいたものであります。質問項目は、二学期制についてどう考えるかということと、夏休み・冬休みの短縮をどう考えるかの2問と、あとは自由記述といたしました。

まず、質問1の二学期制についてどう考えるかにつきましては、積極的に取り組みたいが11%、取り組んでもよいが20%、どちらでもよいが26%、取り組まないほうがよいが29%、全く取り組みたくないが14%という結果になりました。

また、各学校ごとの状況は次のページに載せてありますが、積極的に取り組みたい、取り組んでもよいと答えている先生方が5割を超える学校は10校、取り組まないほうがよい、全く取り組みたくないというふうに答えている教職員が5割を超える学校が13校あったという状況でございます。

次に、夏休み・冬休みの短縮をどう考えるかについては、45%の教職員が短縮してもよいのではないかという回答をしており、55%が短縮をしないほうがよいというふうに答えております。

次に、資料の3ページの下グラフをごらんください。

これは、それぞれの校長先生方に対して、導入の実施時期と導入方法について聞いたものでございます。導入時期につきましては、もう来年度から導入できるというところが0%、再来年度、つまり2020年度からが68%、2021年度からが23%、まだ導入には時間がかかると答えた校長先生が10%となっております。導入方法につきましては、一斉に導入したほうがよいが88%、できる学校から先に導入したほうがよいが8%、研究指定校を決めて導入したほうがよいというのが5%というような校長先生方のお考えというふうな結果が出ております。

続きまして、4ページでございますが、教職員

の長時間勤務要因分析調査について報告をしたい  
と思います。

本調査は全小・中学校の教職員を対象に、昨年  
の6月3日から6月23日までの間の1週間の勤  
務実態を調査したものでございます。鹿児島県も  
同じ調査を全県下2割の学校を抽出して行ってい  
るところでございます。

ただ、本調査は6月のある1週間の調査という  
ことですので、学校によっては中間テストの期間  
と重なり、部活動を行っていない学校もあったと  
いうようなことを留意する必要があると思います。

まず、1については、教職員が出勤してから帰  
るまでの学校にいる時間、学内勤務時間をあらわ  
したものでございます。上の表が平日の平均を職  
種ごとにあらわしたもので、左側が本市の平均、  
右側が県全体の平均となっております。2段目の  
表は土日の平均となっております。3段目は1週  
間の平均でございます。この学内勤務時間から正  
規の勤務時間を差し引いたものが時間外勤務とい  
うことになります。正規の勤務時間は1日、平日  
が7時間45分が正規の勤務時間でございます。  
週では38時間45分ということになります。

これらの結果からわかることとしまして、下の  
四角の中に書いてありますが、教諭の時間外勤務  
の平均は1日平均約2時間となっております。ま  
た、小学校教諭のほうが中学校教諭より長くなっ  
ておりますが、この理由としましては、先ほども  
言いましたが、調査期間に部活動がなかった学校  
があったということが考えられるのではないかな  
と思っております。また、教頭の時間外勤務が最  
も長く、1日平均4時間30分ということになっ  
ております。

次に、5ページをお開きください。

ここには、長時間勤務の要因と先生方が思われ  
るものが書いてあります。上位3位まで挙げてあ  
ります。

小学校の1位は教材研究、それから教材作成、  
授業の打ち合わせなど、その言葉では授業準備  
Aという言葉であらわしています。2位は学級通  
信作成、それから連絡帳の記入、教室の環境整備  
など、学年・学級経営というふうにあらわしてあ  
ります。3位は教材等の印刷や実験の準備・片づ  
けなどの授業準備Bというふうにあらわしてあり  
ます。

中学校の1位は試験問題作成、採点・評価など  
の学習評価や成績処理Aでございます。2位は部  
活動やクラブ活動、3位が授業準備Aというふう  
になっております。

県全体と本市も同じような結果となりますが、  
中学校では順位が入れかわっております。これは  
先ほど申しましたが、調査とテスト期間と重なっ  
た学校があったためだと思われま。

また、A、Bと分けてありますのは、Aはその  
先生でないとできない業務、Bはほかの人の協力  
をもらってできる業務ということで、AとBとい  
うふうに分けてあるところでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明があ  
りましたが、これより質疑に入ります。御質疑願  
います。

○委員（川添公貴）アンケート結果を踏まえて、  
学校長と教職員とちょっと乖離があるんだろうと  
思うんですが、その意識の乖離の要因はどこにあ  
るのかということ进行分析されていれば教えてもら  
いたい。

それと、各学校によってアンケート結果の差が  
大きいです。資料に学校名が抜けている。あえて  
書かなかったというのはわかるんです。わかるん  
ですけど、なぜ書かなかったのか。全くやりたく  
ないのがゼロというところもあります。それで、  
一番上の行は、約80%から70%ぐらいが二学  
期制に取り組みたいという学校があるわけ。ただ、  
大概、こういうアンケートをとったときには、若  
干のバランスはあったにしても、似たような数値  
が出てくると思うんです、同じ職業だから。なの  
に、何でこんなにバランスが崩れたような形で出  
てくるのかというのを知りたいので、それは、あ  
えて言いますが、教員の質の違いなのか。教員  
の質の違いがここにあらわれるのかなという考え  
方も出てくるわけですけど、そこは置いておいて、  
とりあえず二つについてよろしくお願ひしたいと  
思います。

○学校教育課長（熊野賢一）その要因につきま  
しては、詳しく分析したわけではありません。私  
の主観にはなると思いますが、校長先生と教職員  
との意見のずれということでも申し上げますと、や  
っぱり学校長は経営者ですので、その学校をどう  
いうふうにしていくか、子どもたちの教育をどう  
すれば一番いいか、それから、保護者や地域の方

の意見はどういう状況なのか、そういったものを総合的に判断して校長先生方はそれぞれお答えいただいたものだなというふうに考えております。

それから、学校名をあえて伏せさせていただいたのは、それぞれの学校でこれが出るといろいろ支障も出ることが予想されるかなというのありまして、一応学校名は控えさせていただきました。我々としまして、市全体の先生方の意向が把握できればいいのかなというふうに考えていたものですから、そういうふうにさせていただきました。

それから、なぜこのような差があるかということですが、もちろん先生方の意欲の差もあると思いますが、学校の規模によって業務の内容等も違います。そういった部分もあって、忙しいと感じておられる先生方が多い学校と、割とそういうのを余り感じないで済む学校と、そういった差もあるのではないかなというふうに考えているところです。

**○委員（川添公貴）**二つに分けて今いろいろ話が進んでいるんですが、やりたくないのとやってもいい。でも、このアンケート結果の中で26%がどちらでもよいという回答です。独自に聞いたんですけど、この26%の回答を出した方々は、大方が若手の教員の方々がこの回答を出したという話を聞いたので、今後の将来的に地域と保護者と教員と間を埋めなきゃいけないんでしょうけど、その考え方をすると、若い教員はやってみてもいいんじゃないのという意識があるのかなと。ただ、聞いたのは、三学期制もよくわからない、二学期制もよくわからないのであろうと推察するというような意見があって、その方々がこのどちらでもよいを選んだということで、しっかりと今後は、どちらがいいか悪いかは別にして、三学期制のよさ、二学期制のよさを説明すれば理解が進むのかなと思います。そこら辺もまた進めていかれるよなというのは、神奈川県はほとんどもう二学期制らしいです。聞いたんですけど、今はもう普通だよと、二学期制がというところもあるらしいので。それは若い先生です。26歳かな。そこら辺も26%あるというところをしっかりと説明していかれる方向性でうまくいくのかなという思いがあるので、そこら辺のまた考えがありましたら教えてもらえればありがたいと思います。

**○教育部長（宮里敏郎）**今おっしゃったとおり、

いろんな分析ができると思いますけれども、今回、アンケートをとって否定的な回答というのが4割以上あったということは事実でございますので、これを踏まえると、理解がまだまだ十分進んでおらず、当然、学校によっても差があるということがわかっておりますので、今、川添委員のほうからも御提案があったように、今後はさらに時間をかけて学校単位でも、あるいは地域単位でも丁寧に説明しながら、理解をいただける先生たちをどんどんふやしていく必要があるというふうに思っております。そういう取り組みをしていきたいと考えております。

**○学校教育課長（熊野賢一）**今、部長がお答えしたとおりでございます。先生方の意見を聞いてみますと、「ほかの地区にいる先生方から、薩摩川内市は二学期制に取り組むからいいよね」という話を聞くと。「じゃあ、あなたは取り組みますか」というと、「いや、自分は嫌だね」と、いい思いながら、実際、新しいのに取り組むのは大変だというような意識を持っているというような状況があるというのでも我々も把握したところでございます。ということもありまして、来年度は夏休みに全先生方を対象に研修会等をまた開いて、実際にやっているところのいろんなお話を聞いてもらって、どういうふうにすればいいのかという理解をさらに深めていきたいというふうに考えています。

**○委員（井上勝博）**一般質問では私も失敗しましたけれども、要は、質問の関連でやるつもりだったわけですが、含みが見れると、つまり、来年の2020年度に一斉導入は困難であるという意味というのは、ほかにも個別の学校は導入もあり得るとすることも含まれているのかなというふうに思ったものですからそういう質問をしたわけですから、改めてそういう可能性もあるわけなんですか。

**○教育部長（宮里敏郎）**これは一般質問で教育部長が答えたとおりに、先ほど言いましたとおりに、まだまだ理解が十分でないということですので、当然、十分に理解ができるように進めていきます。また、このことについては、今後、二学期制検討委員会の中でさまざまな意見を聞きながら、進め方については慎重に検討するというようにしておりますので、今後、検討委員会の意見、それから

教育委員会等での意見を踏まえながら、今後どう  
いうふうにしていくかというのは決めていきたい  
と考えております。

○委員（井上勝博）わかりました。じゃあ、そ  
の可能性もないということで理解したいと思いま  
す。

それで、要は、二学期制の導入というのは、先  
生たちの今授業準備すらもままならないという状  
況、過密スケジュールのもとで、少しでもゆとり  
を持たせることによって子どもたちに向き合える  
時間を多くとるように二学期制を導入したいとい  
う、これは、私はそういう目的は評価できると思  
うんです。

ただ、問題は、二学期制の導入ではなかなかそ  
んなに時間は出てこないというのが実際やっている  
ところでも言われているわけなんですけど、今、  
ちょうど鹿児島県教育委員会も、超過勤務の解決  
のためにということでガイドラインをつくって、  
それでパブリックコメントをしているわけですが、  
このガイドラインをもうちょっと研究して、それ  
で、ある先生がおっしゃったけど、1日の先生た  
ちの過密労働の中、少しでも時間のゆとりをつく  
れるようにできないかという、そこにもっと力を  
入れるということのほうがずっと意義があるんじ  
ゃないかなというふうに思っているんですけども、  
その辺についてはどうお考えなんでしょうか。

○学校教育課長（熊野賢一）今、副委員長が言  
われるとおりでと思います。本市としましては、  
二学期制だけではなくて、先生方の業務改善を図  
るために業務改善推進委員会も組織して検討し、  
業務改善基本方針というのも本市独自のものを  
出しています。具体的には、夏休みに何も行事を  
入れないリフレッシュウイークを設定したり、部活  
動を週に2日休みにしましょうと、そういった取  
り組みをしているところです。それとあわせて二  
学期制も取り組んでいきたいと。そうすること  
によって、さらに先生方に余裕が生まれ、子ども  
たちに向き合う時間が生まれるのではないかなと  
いうことで、総合的に取り組んでいくことになり  
はなりません。御理解いただきたいと思いま  
す。

○委員（落口久光）二学期制の件で少し気にな  
る点は、説明は一生懸命やっているんだけど、教  
職員の方の理解が足りないというような、理解を  
しない教職員が悪いというふうに僕は聞こえるん

です。なおのこと、ただでさえ市教委と現場との  
距離が離れている中であって、まずはその姿勢か  
ら変えるべきだと思うんですけど、その辺につい  
てはどうお考えですか。

○教育部長（宮里敏郎）我々が教職員の理解を  
得られていないというのは、例えば、そういう意  
味ではなくて、我々は教職員にとって説明する機  
会をもっとふやすべきじゃないか、あるいは、学  
校長を通じて説明する際にもう少しもっと資料を  
提供すべきじゃないか、それとか、先進地の研  
修等についてももう少しさせたほうがいいんじゃない  
かということが含まれているというふうに御理  
解していただきたいと思いま  
す。

○委員（落口久光）部長と課長の言い方でもう  
全然ちょっと違うんです。ちょっとソフト、ハー  
ド。（笑声）いや、だから、一人一人に言ってい  
いんだったら言いますけど、そういうことです。  
結構な方が多分そう受け取っている方はいと思  
うんです。ある議員は上から目線と言ったりしま  
すし、いろいろと現場で動いていただいている  
方々に対してはもうちょっと真摯に対応するべき  
だと思いますので、そこは厳によく考えて、慎む  
べきところは慎んでいただきたいなということと、  
語る会で要望が出ています。開催の日程の件で、  
平日の6時からということではなかなか参加しにく  
い距離のところもあったりとか、時間的にとかい  
ろいろなのがあって、その日に開催しても出てこ  
られない方々がいっぱいいるかもしれないけれど  
も、要望の中に、休みの日にもっといっぱい大勢  
の職員が参加できるような日を設定してやってほ  
しいというのに対して計画はありますか。

○学校教育課長（熊野賢一）先ほども答弁しま  
したが、来年度は夏休み期間にそういった研修会  
等を実施したいと思っています。

○委員（落口久光）言葉尻を捉えて申しわけな  
いですが、研修会ではなくて、意見を聞く会だと  
思いますので。研修会だったら教える会です。逆  
だと思います。そこも含めて見直しをお願いしま  
す。

○学校教育課長（熊野賢一）研修というのを上  
からというふうに捉えられていると思いますが、  
先進地のいろんな人に来てもらって、実際にやっ  
ておられる地域の人たちの話を聞いていただくと、  
そういったことを計画していきたいと思っていま

す。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（成川幸太郎）今、意識調査の報告も細かくしていただいたんですが、先ほどあったように、学校名が空白になっているということで、これは学校名、地域別なのかなとずっと見ていましたら、アとイが高い順番に並べてあるんです。非常に意図的なことがあるんじゃないかと。なぜこういうまとめ方をされたのか教えてください。

○学校教育課長（熊野賢一）特に意図はありません。学校名を消しただけですと、亀山小から順番というのはすぐわかりますので、それがわからないようにするために、ある並べかえをしたということで御理解いただきたいと思います。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

それでは、当局に対する質疑は終了しました。

ここで、本陳情の取り扱いについて御協議いただきたいと思います。御意見はありませんか。

○委員（川添公貴）今後、市教委と学校側、教員等の研修もしくは話し合いが進むということなので、さまざまな状況をもうしばらく我々も調査して、判断をしていきたいと思います。二学期制の検討委員会でもどのような結論が出るのかもまた不明ですし、一番肝心なのはおっしゃるように研修をしっかりとしていくことが大事だろうと思いますので、その結果等を踏まえて判断したいと思いますので、本日のところは継続ということでお願いしたいと思います。

○委員長（徳永武次）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）ほかになければ、ただいま、本陳情を継続審査にしてはという声がありますので、ここで起立によりお諮りします。

本陳情を継続審査とすることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（徳永武次）起立多数であります。

よって、本陳情は継続審査とすることに決定しました。

なお、委員長において閉会中の継続審査の申し出を議長にいたしますので、御了承願います。

以上で、本陳情の審査を終わります。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査に入ります。

まず、当局に説明を求めます。

○学校教育課長（熊野賢一）資料はございませんが、甌島の中学校の再編に関する動きについて御報告いたします。

甌島には中学校が4校ありますが、そのうち、上甌中と海星中が平成30年度、複式学級になりました。今後も、ほかの学校も含めまして複式学級が2校続くこと、また、ほかの学校につきましても近い将来、複式が見込まれるような状況にあることから、甌島の中学校の今後のあり方、再編について、昨年5月に里・上甌地域で、8月に下甌・鹿島地域で意見交換をさせていただきました。生徒数が少ないことで学び合いが乏しいといった課題もありますが、何とんでも教員が少ないということで専門の教員から指導を受けられないということが、高校受験を控えた中学生にとっては課題が大きいのではと捉えているところでございます。こうした中学校の複式学級の課題を意見交換会では説明いたしました。出席されました方からは、統合はやむを得ない、早く統合したほうが良いといった声も聞かれました。

そして、その後、次のように具体的な再編の案を提案させていただきました。上甌中の里中への統合、それから、海陽中、海星中、それから休校中の鹿島中の統合、位置は現海星中を軸にというこの2案で提案をしたところでございます。この提案に対しまして地域・保護者で検討していただき、その結果を文書で提出していただくようお願いしているところでございます。

上甌中を里中に統合するという提案に対しましては、里地域からは統合が望ましい、上甌地域からは統合は必要だと思うが、十分な検討が必要なので、改めて説明会を開催してほしいという要望がありました。この要望を受けまして、3月17日の日曜日に上甌地域で説明会を予定しておりまして、その説明会を踏まえて、改めて地域・保護者で協議していただき、教育委員会の提案に

対して回答をいただけるものと考えているところでございます。

海陽中、海星中、それから鹿島中の統合につきましては、近日中には各地区コミュニティ協議会からそれぞれ意見や要望を提出いただける予定となっているところでございます。

いずれにしましても、課題の解消に向けて地域や保護者の御理解を得ながら協議や調整を進め、できるだけ早く方向を定めていきたいと考えているところでございます。6月の総務文教委員会におきましては、資料をもって具体的に説明させていただきたいと考えているところでございます。

以上で、甌島の中学校の再編に関する動きについて報告を終わります。

**○教育部長（宮里敏郎）** それでは、私のほうから1件報告をさせていただきたいと思います。

平成31年度のスクールバス運行に係る入札等について新聞報道がされた件について御報告いたします。

この件につきましては、3月4日の議運でも経過説明をさせていただいておりますが、その経過も含めて再度、重複する点もありますけれども、報告をさせていただきたいと思います。

2月26日に実施予定でありました平成31年度のスクールバス業務委託の入札についてを中止いたしました。これは、平成31年度のスクールバスの委託業務について、入札当日、2月26日、市内事業者4社が参加して入札を行おうとしたところ、A社の入札参加資格について、B社の社員のほうから疑義があるという申し出がございました。そこで、一旦入札は休憩とし、B社員からの申し出を確認いたしました。その結果、申し出の内容について市として確認する必要があると判断したことから、当日の入札については中止をしたものでございます。

B社員からの申し出の内容については、平成29年10月にA社が起こした市から貸し付けてもらっているスクールバスの車両の事故について、それは虚偽である。具体的には、報告とは異なる場所で事故をしたというもので、このときに関係の写真あるいは証拠品、ボイスレコーダー等の提示がございました。

翌2月27日になり、A社の社長、部長が教育委員会に来て、これまで報告した事故現場が実際

とは異なっていたということで説明を受け、謝罪を受けました。それを受け、我々では再度この件について文書で出してくれということを要求し、同日夕方、文書によって虚偽であったということの報告がございました。

2月28日午前中に、教育委員会のほうでA社の社長、部長、それから当時車両を運転した運転手から個別に聞き取りを行うとともに、両者立ち会いのもとで現場の確認もさせていただきました。

なお、B社員の方についても、27日午後から言われている現場の確認を行うとともに、3月1日には聞き取りを行ったところです。

その結果、報告のあった事故の場所は虚偽であり、実際は違う場所での事故だったということが確認できました。これが経緯でございます。

その後、3月6日に、A社から新たな事故報告書とこの件に関するてんまつ書が提出されました。これを受け、このA社に対しましては3月8日付で指名停止1カ月の処分が決定されたところでございます。

今後、我々といたしましては、このA社を除く市内事業者により、来年度のスクールバスの運行業務委託に係る入札を実施していくという予定でございます。

**○委員長（徳永武次）** ただいま当局の説明がありました。これを含めてこれより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** ちょっと不思議なところがあるんですが、西日本新聞の報道によりますと、この事故については運転手が虚偽をしたのであって、会社としては運転手の言うことを信じて報告したというふうにされているんですが、その辺についてはどういうふう認識されていますか。

**○教育部長（宮里敏郎）** 新聞等にはそういう報道がされておりますけれども、我々は、この虚偽については内部の社員がうそをついたというか、間違った報告をしたことであっても、最終的には会社の社長名で違う事故報告が出ておりますので、我々の受ける立場としては、これはあくまでも会社が間違った報告を市に対して出したというふうな認識でございます。

**○委員（井上勝博）** このてんまつ書というのには、運転手の虚偽があつて、それをそのまま信じ

て会社が報告したというふうになっているんですか。それはどうなっているんですか。

**○教育部長（宮里敏郎）** てんまつ書のほうには、会社が聞き取った経緯を書いてありますけれども、先ほど言ったように、最終的には、これは会社の責任と、会社が出した虚偽の文書だというふうに我々は判断しています。

**○委員（井上勝博）** 私が聞いているのは、会社が二重の虚偽報告をしているとしたら、処分が1カ月程度でいいのかという問題が出てくるということなんです。最初の虚偽報告は場所が違っていた虚偽報告、次のてんまつ書が運転手のせいにしてしまっているということだとしたら、これはちょっと事がそんなに簡単に考えていい問題じゃないと。会社全体の責任だというふうな、責任の所在をそんなに曖昧にできるような問題じゃないと、そう思うんですけど、そこはどう思われますか。

**○教育部長（宮里敏郎）** てんまつ書に記載してある内容については、私たちのほうは会社の社長、部長、それから運転手当事者から我々が聞き取った内容と相違はございませんので、そのまま受け取っているということでございます。

それから、指名停止期間の云々につきましては、我々のほうの所管ではございませんので、私のほうからはお答えできないということでございます。

**○委員（井上勝博）** 実際、わかったのが入札のときだというふうに言われるんですけども、去年の6月の段階で告発文が教育委員会に行っているのではないんですか。それはどうなんでしょうか。

**○教育部長（宮里敏郎）** 告発文というのは受け取っておりません。

**○委員（井上勝博）** わかりました。

先ほどの件に戻りますけれども、一般的に運転手がやろうが会社の責任だというふうにしてしまうのはちょっとどうなのかなと。だから、私が聞いているのは、てんまつ書の中で運転手が虚偽報告して、そして、会社がそれを信じて報告したというふうに書いてあるのかどうかという事実関係を知りたいんですが、事実を教えてくださいたいんです。

**○教育部長（宮里敏郎）** てんまつ書の中身については、これはまた開示請求していただければい

いと思いますけれども、我々としては、てんまつ書に書いてあることと運転手、それから社長、当時の部長が言われたことは、個別に聞き取りをしましたけれども、そのとおりの確認ができておりますので、その分をそういう形で受け取っているということでございます。

**○委員（井上勝博）** そこを曖昧にしないでいただきたいわけではないわけです。どうしてこういう虚偽報告になったのか。まず、私が聞いているのは、18時ぐらいに事故を起こしたわけです。それを14時に車庫で起きたというふうに説明された。会社はそれを信じて報告しているというふうになるわけですが、そういうことになります。18時に事故を起こして、実際には2時に起きていないのに、2時に起きたように報告して、会社がそれをうのみにしたというふうに聞いているんですけども、これは不自然な面が出てくるものですから、そこら辺がどういうふうになっているのかは、そういうのをちゃんと教えていただけませんか。

**○教育部長（宮里敏郎）** そういうところにそこがあったことも我々は確認しています。ですから、私たちとしては、会社が社員が言ったことをちゃんと確認もせずに市に対して最終的には虚偽の報告をしたというふうに受け取って、そういうことに対する処分がされたということでございます。その中身そのものについても、間違っていたということは確かにございましたので、その分についてはそういうふうに確認の上、てんまつ書のほうを受け取っております。

**○委員（井上勝博）** 事故の報告書の中には、写真をつけて、見取り図もつけて報告されていらっしゃる。10月23日です。この写真を見て、教育委員会はこれをそのままのみにされたわけです、現場の確認もせずに。だから、そういうことをなぜやったのか。教育委員会としては全く不思議に思わずにそのまま虚偽報告を受けとめているわけです。なぜそんなことになったのかと。教育委員会としては一体どうしてそういうことが起こったのかということについて、自分たちの責任はないかのようにおっしゃいますけれども、そこをうのみにしてしまっただけ。現場も確認しなかった。事実経過もちゃんと聞いていないんじゃないんですか。時間軸に沿ってこういうふうになったという

話も聞いていないんじゃないですか。その辺はどうなんでしょうか。

**○教育部長（宮里敏郎）** この事故については、事故当日に会社のほうから電話で一報を受けて、これがまず車庫の事故であったと。その段階で我々は子どものスクールバスの運行上でなかったかというのは確認しております。今後、スクールバスの運行に支障のないようにきちんとやってくださいと。それとあわせて、きちんとした事故報告をやってくれと。事故報告の所定の様式があるので、その様式で事故報告を出してくれということで指示をしてあります。その指示に従って、翌々日ですけれども、会社のほうが現場の確認をされた後、我々のところに会社の部長二人が来られて、今言われたその写真、見取り図等をもとに詳しく説明をしていただきました。その段階で聞き取りに我々は疑義がなかったのかというと、その時点では何も疑義は感じておりませんでしたので、そのままその報告を我々のほうでは受理して、そのかわり、今後のスクールバスの運行に支障のないように、車が修理中の間は自社の責任において代替バスを使って運行してくださいという指示はしたところでございます。

**○学校教育課長（熊野賢一）** 加えてですけれども、そういう報告を受けたので、我々としては児童生徒の安全な運行が優先ですし、車庫内の事故という報告でしたので、翌日からですけれども、水引小・中学校のほうに行きまして、子どもたちの安全な登下校がなされているかという確認はいたしました。

**○委員（井上勝博）** 事故を起こした現場は、これはちょっと現場を見ているわけじゃないけど、縁石を乗り越えて電柱にぶつかったと。\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ そういったことが結局、虚偽の報告をそのまま受けとめていたためにそのまま放置されていた。誰かが言わなければ教育委員会は気づくことがなかったわけです。だから、そういう点では、教育委員会としてはこういう事故が起きたときにきちんと現場も確認し、事実経過も全部聞き取って、それでそこに矛盾がないかどうか聞いてやらなければ、スクールバスを本当に任せていい会社なのかどうかということを誤るんじゃないかなというふうに思うんです。

そこら辺の反省がないというのが、全部会社のほうの責任であると、1カ月停止したんだというお話をされるんですけども、そこが私はどうもおかしいと思うんです。\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ だから、ほかのバス会社からもそういういろんな抗議があるわけです。そういったことについて、時系列的に説明をしていただいているのかどうか、そのときに。それはどうなんでしょうか。

**○教育部長（宮里敏郎）** 説明については、当時、平成29年10月25日に受けた書類がありますので、そのときにその書類に基づいて我々のほうは説明を受けております。

ただ、会社について、我々は当然、運行事業については国の運行事業者としての許可を受けたバス会社でございますので、そういうところがこういう虚偽の報告をするということは、我々は想定しておりませんでしたので、それ以上疑う余地はなかったということです。

今後のことについては、今、御指摘がありましたので、さらに突っ込んでこういうことがあればしないといけないのかなと思いますけれども、これらの分については、最終的にこのバス会社のあり方については、我々よりはそれを所管している運輸支局等のほうでの指導が一番なのかなというふうには思います。

それから、委員が言われたバス会社と教育委員会と不透明な関係があるということについては、我々には一切そういうことはございませんので、そういうことについては、この発言は取り消していただきたいと思います。

**○委員（井上勝博）** 私が発言したというよりも、こういうふうに言っている人もいらっしゃるということを行っているんです。

**○委員長（徳永武次）** 井上委員に申し上げます。ちょっと休憩をさせていただきます。

~~~~~  
午後2時 休憩
~~~~~  
午後2時20分開議  
~~~~~

○委員長（徳永武次）休憩前に引き続き、会議を開きます。

○委員（井上勝博）先ほどの私の発言の中で、
_____ということと、
_____ということについての発言の取り消しをお願いしたいと思います。

○委員長（徳永武次）ただいま井上委員のほうから発言取り消しの申し出がありました。そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、そのように取り扱います。

○委員（井上勝博）それで資料請求をお願いしたいと思います。

事故の見取り図とカラーの写真と、それから、最近出された事故のてんまつ書、そして、事故の時系列がわかるものという資料があれば提出していただきたいと。委員長にお諮りいただきたいと思います。

○委員長（徳永武次）井上委員から、資料要求についての依頼がありました。このことについて御意見ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）ただいまの資料要求について、今後調整を行い、委員会資料として提出するように対応してまいります。

当局のほうはいいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）では、資料提出に時間を要しますので、ここで休憩いたします。

~~~~~

午後2時21分休憩

~~~~~

午後2時49分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次）休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど資料提出がありましたので、当局の説明をお願いいたします。

○教育部長（宮里敏郎）てんまつ書につけてあります事故現場の写真、それから、その前についていると思いますが、位置図、これはグーグルの地図でございます。これらが白黒になっていまして、大変申しわけございません。この事故現場の

カラー分については、今、準備をしているところでございます。申しわけございません。

○委員長（徳永武次）ただいま当局から資料の説明がございましたが、内容説明をお願いいたします。

○教育部長（宮里敏郎）わかりました。それでは、今、提出した書類でございます。

まず、事故報告書と書いた分でございます。

3月6日の受付印を打ってある分でございますけれども、これは所定の様式で、通常、市の公用車等の物損事故と同じ書式になりますけれども、この事故報告書を出してもらってましたので、これをきちんとした正しい事故報告書に書き直し、提出し直してくれということで、提出された分がこの事故報告書でございます。

あわせて、次のページに手書きではございますが、現場の見取り図と、次のページがグーグルマップでの地図です。この場所については、私たちは確認しております。

次に、白黒になって申しわけありませんが、この電柱に接触したという形での証拠書類になります。これが事故報告です。

続きまして、てんまつ書について、市長宛てにてんまつ書が出ております。

この中に事故発生日、それから発生場所、発生した当時の経緯について書いてございます。

次のページに今後の対応と車代の部分が入っております。さらにもう1枚付け加えてございます。これは、3月13日付で我々も受け取ったばかりでございますが、再発防止策、交通事故処理等の再発防止策及びおわびということで、再度、バス会社のほうから出された文書が届いておりますので、これも一緒につけさせていただきます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。御質疑お願いいたします。

○委員（杉蘭道朗）今、ちょっと急に資料をばっと出されて、まだ熟読のあれもないんですけど、最初のところの確認したいんですけど、事故報告書の中に、要するに、この県道沿いでの電柱に当たった、これが正当な事故現場で、後につづつあるこの車庫のマイクロバスが写って、何かこう壁か何かある部分についても、これは当初その車庫内においての事故というふうに報告があったという部分の写真ですか、まず、そこを確認。

○**教育部長（宮里敏郎）** 電柱の写真の後ろについているバスの写真については、これは、前の平成29年に出されたときの証拠書類で出された写真で、それも参考までに添付してあるというものでございます。これで、我々は報告を最初受けていたという写真でございます。

○**委員（杉藺道朗）** ということは、写真において、多分、車庫において事故があったというふうに教育委員会としては、この時点で判断をしたということになるんですか。要するに現場まで行って、この車庫の様子もしくはこのバスの様子、実物をごらんになったのか、ならないのか、そこはどうなんでしょう。

○**教育部長（宮里敏郎）** 今、この車庫の写真がっていますけども、この写真と、これにはついていませんが現場の見取り図、手書きでしたけども、この見取り図等を持って、私たちは2名の部長のほうから口頭できちんと説明を受けておまして、そのときに再三申し上げておりますけども、このときには車庫のほうに行って確認というまではしておりません。

あと、バスの分については、ぶつけられた段階で、早く修理を自社のほうでやってくれという指示はしております。

○**委員（杉藺道朗）** 結局は写真と会社幹部の方の説明において、教育委員会としては、当初はこの車庫内における事故であったというふうに理解をされたわけですね。

ところが、現実問題として後々もってみれば、事故現場は県道沿いであって、新聞等でも報道されておりますけれども、そこあたりが事実と違ったということですね。

まず1点目には、いかなる微細な事故であっても、こうして現実、薩摩川内市の財産としてのこのスクールバス等々が、こういう損傷が起きたということであれば、写真でいえば軽微な事故と言いつつも、やっぱり損害が発生している状況下であれば、教育委員会としてもまず、そこではしっかりと現地での確認というのを、最初のその報告が虚偽であったにしても、行かれて見られるべきではなかったのかなということは思うんですが、そこはどうでしょう。

○**教育部長（宮里敏郎）** これは、車庫内での物損事故ということでの報告でしたので、私たちも

この写真と両部長の説明で、我々もその段階で何も疑うことはなかったところでございます。

それはもう会社のほうをそれだけ、これは運輸支局の運行許可も取っておられて、我々のスクールバスの運行を受託していらっしゃった会社で、まさかこういうところで虚偽の報告がなされるということは、全く想定していなかったために現場確認をしなかったということでございます。

ただ、今後においては、こういうことがあった場合については、その発生と同時に現場のほうに出向くなりして確認をしないとというのは、今、反省として思っているところです。

○**委員（杉藺道朗）** お互いに発注者、受注者に関して信頼感がある中において、一つの事業というのはなされていくわけでありますから、万が一にもこういう虚偽的な報告が云々という部分があるてはならないことでしょうし、万が一にまたこういう事象というか、事故的な部分が発生したときには、今、部長言われるように、しっかりとその対応というのはやっていただきたいというのがあります。

それと、会社の役員の方々の説明を受けたという中において、結局、運転手の方が会社の駐車場の車庫でぶつけたみたいな報告があったところが、実際は県道沿いのことであったということで、ドライバーの方が虚偽報告があって、会社としてはそれを受けとめて、そのまま教育委員会のほうに報告をされたように、最初の段階での説明でもそのように聞き及んだところでありましたけれども、ここは事実ですか。

○**教育部長（宮里敏郎）** 先ほどから申し上げましたとおり、このてんまつ書に書いてあることと、私たちが運転手とそれからこの担当の、来られたときの部長、社長、個別に聞き取ったときの回答と全く一緒でございました。特に、運転手さんにはこういうことで間違いはないですかというふうにきちんと確認した結果、間違いでなかったので、このてんまつ書のとおりだったということは確認しております。

○**委員（杉藺道朗）** 繰り返します。運転手の方は、車庫内において事故をしました、当てましたということを報告をされて、会社の運行管理の方、上司の方でしょうけれども、会社はそれを受けて、車庫内におけるそういう物損事故といましよう

か、そういうことであったということで、再度確認します。運転手の方、確かにそう言われたということで、今、部長の答弁によれば聞き取りをしながらそのようであったというふうに答弁をされましたけれども、間違いないですか。

**○教育部長（宮里敏郎）** 2月28日10時半から、運転手に対しての聞き取りをいたしました。運転手だけまず聞き取りをいたしました。そのときにも、きちんと本人がまず会社にこういう車庫の壁に当たると虚偽の報告を上司にしまったというふうに私たちに話されました。それについては間違いないですかということは何回も念を押しましたけれども、そのことについては相違ありませんというふうにお答えされたので、これ以上としては疑いようがないというふうに判断しているところでございます。

**○委員（杉藺道朗）** ちょっとしつこくなつたかもしれませんが。

運転手の方は最初その県道において、電柱等に接触をした旨の報告をされたということはなかったのでしょうか。そこまではわかりませんか。

**○教育部長（宮里敏郎）** そこも含めて、まず、事故を起こした場所について、最初から車庫ということで報告したのか、それ以外のところであったということの報告はなかったのかということも確認いたしました。運転手本人からは、車庫でぶつけたというふうに上司に報告をしましたという回答だけしか、私たちは聞いておりません。

**○委員（杉藺道朗）** 私どもが少し情動的なものをいただいている部分があるんですけども、それによりまして少し部長の言われる部分とは事実が異なっているのかなと、私自身はそのように感じているところであります。

直接、私もその運転手の方にお話を聞いたわけではございませんが、自分で感じるところにおいては、最初の運転手の方が会社に報告をされた部分と少し違っているのかなというふうな感じはいたします。

それが正しいとか、正しくないのかというのは今後ちょっといろいろ調査といたしまししょうか、もうちょっと詳しく調べていきたいなという部分もあるんですけども、いずれにしても、今こうして新聞紙上、それからきょう傍聴の方も見えている気もしますが、やはり入札に関わる部分

というのは、公正・公平という形でしっかりとやっていたいかなければならない、これが、その教育委員会の入札の云々というのが悪いとかいいとかいうことじゃなくして、全般的にやはりそれは、疑義を持たれる部分があってもならないでしょうし、そこをしっかりと精査していく意味からすれば、先ほど課長が言いましたけれども、4月8日から、またスクールバスで通学される生徒さんたちのことも考えるならば、当然入札は急がなければならないという部分があったにしても、若干ちょっと期間を延長してでも、3月いっぱいぎりぎりまでできないのかなという思いもするんですけども、そこあたりは本日の入札そのものはもうされるんですか。それとも若干延期をされたほうがいいのかも思ったりもするんですけども、きょうの入札そのものはどうされるんですか。まだ疑義は生じている部分があるものですから、ちょっとお聞きをしたいと思うんです。きょうでなければなりません。

**○教育部長（宮里敏郎）** 冒頭申し上げましたとおり、このことについては、我々としては確かに今疑義があるということをおっしゃったけれども、私たちの聞き取りの結果は、このてんまつ書のとおりだったというのは、先ほどから何回も申し上げたとおりです。そこも嘘だったと言われるとそれ以上、私たちのほうはもう調べようがないので、あくまでも運転手、会社の社長にも何度も念を押して間違いないてんまつ書ですよというのは何回も確認していますので、それが間違いだったということをおっしゃると、これ以上我々は調査できないですけども、ただ疑義があるのであれば、まだまだ我々また会社のほうにも確認はしないといけないというのは思っています。

ただ、本日予定の入札については、今後の4月以降のスクールバスの運行を考えますと、そもそも債務負担行為をことはいただいて入札をしたという大きな理由はバス会社のほうも1カ月でも2カ月でも早く入札をしていただいたほうが準備等が助かると、例年ですと新年度予算でやると少なくとも3月の末もしくは4月に入札をしないと入札自体ができない状況です。その中で、新年度のスクールバスの運行にはどうしても支障があるという声をずっと聞いておりましたので、ことし12月で債務負担行為の設定をさせていただ

て、2月に入札をさせていただいたというのが今回の経緯でございますので、私たちとしてはできるだけ早く入札をしたいと、なお入札に当たっては、今回虚偽を申し出たこの会社については指名停止期間に入っていますので、当然ここを除いた残りの市内事業者のほうに指名通知をさせていただいて、今後入札をしていきたいということでございます。

**○委員（杉藺道朗）** 要するに、教育委員会そのものが何か疑義を知り得ていながら、それを意図的にという部分を、そういう言い方じゃないんですね。

結局、報告があった部分でしか受けとめようがないわけですから、教育委員会にしてみても。だから、それはもう言われたことを最初からそれは嘘でしょなんてことも言えないし、当然、いろいろもう聞き取り調査もされる中において、教育委員会としてはこれは事実であろうというそこを思われて、今ずっときて結果としてちょっといろいろあったということになっているんですけども、やっぱりきょうの入札云々は今答弁もありましたけれども、特定会社を除いたほかの3社において入札という形になろうかと思っておりますので、戻りますけど、そのいわゆる公正・公平なという部分はしっかりとやっていただきたいなというふうに思いますし、今回、この業者に関しては指名停止をされるということでもありますから、ただ、今回こうして今私どもも新聞記事等々で知れた結果でありますし、そこも含めながら過去においてもしっかりそういう対応がなされてきたとは思いますが、少し、んっと首をかき上げるようなところでもし教育委員会側として、もしあるとするならば、そこあたりもしっかりと過去の検証という部分も必要ではないのかなと思います。過去に何があったかとかいうことじゃなくして、やっぱり一つの物事があるという前提においては、何かがあってこうこう来ているという部分もあるかもしれないので、そこあたりはしっかりまた精査も必要ではないのかなと私は思いますけれども、部長、もし何かあれば。

**○教育部長（宮里敏郎）** 今回の指名停止の処分ということについては、何回も申し上げますけども、これはあくまでも会社として虚偽があったと。言われるように運転手が言ったのか、そうじゃな

くて、ほかじゃなくて会社ぐるみじゃないかというような御質問だと思うんですけども、これは今、てんまつ書が正しいというか、てんまつ書のほうでしか確認ができないということをさっきから何回も申し上げておりますが、ただ、処分をする市の立場としては個人でやろうが、会社の誰が嘘を言っていようが最終的には社長が市に出した書類が間違いであったと、そこが虚偽だったということとを判断されて、入札契約委員会のほうではこういう処分になったんだというふうに私は理解しております。

**○総務部長（田代健一）** 処分の内容についてでするので、私のほうで答弁させていただきます。

少し長くなりますが、指名停止につきましては教育部長からありましたように、市の入札・契約運営委員会の審議を得て、市長が決定することとなっております。

今回の事案につきましては、スクールバス運行管理業務委託において発生した自損事故に関する虚偽報告につきまして、指名停止等について定めております市の物品購入等有資格業者の指名停止に関する要項の別表の第14号に業務に関する不正又は不誠実な行為というのがございますけれども、こちらに該当することとして指名停止1カ月の処分としたものでございます。

この処分の量定に当たっては、同じような建設工事等有資格者に係る指名停止の規定も設けてございますけれども、その中の虚偽記載に係る先例との軽重も考慮して、判定したところでございます。

建設工事に係る虚偽記載の処分では、通常、1回目でのいきなりの指名停止というのはございませんので、口頭、文書での複数回の注意を得てなお改善が見られない場合に適応がされております。従いまして、今回の処分は事案の重大性を考慮して、即指名停止というのを行ったところでございまして、指名停止は業者にとりましては経営に大きな影響を与えるもので、社会的信用への影響も多大でございますので、今回のものは決して他と比べましても軽い処分とは言えないところでございます。

なお、教育部長からもございましたように、事故の報告後に同社に対しましては報道からの取材があって、報告内容の再検証機会はあったとみな

されるため、社としての虚偽報告と判断した量定となっているところでございます。

簡単に申し上げますと、社員の報告確認を怠った云々の弁明をされている部分については、情状酌量は一切していない、社としての虚偽報告を行ったということで、処分のほうを決定したところでございます。

○委員（坂口健太）本件に関して、私からも質問をしてみたいと思います。

まず1点目なのですが、現在、平成30年度の契約に基づいてスクールバスが運行されていると思うんですが、当該業者がそのスクールバスを運行されているのか、平成30年の契約のもとされているのかということを伺います。

○教育総務課長（小原雅彦）同スクールバス会社が運行しております。

○委員（坂口健太）総務部長に確認したいんですが、先ほどおっしゃられた薩摩川内市物品購入等有資格業者の指名停止に関する要項に基づきますと第2条第2項において、「市長は、前項の指名停止を行ったときは、物品購入等の契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名しないものとし、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。」というような文言があるんですが、ここには抵触しないものと考えてよろしいでしょうか。

○総務部長（田代健一）その適応につきましては、それぞれの契約の内容等によりまして、即指名停止を行うことで他に換えられるものあるいは他に代え難いもの等がございますので、個別の契約の中で判断して適応することといたしております。

○委員（落口久光）数点あったんですけど、まず、この報告書の中で、平成31年3月5日付の報告書があるんですけど、これはもともとはこれじゃないやつの報告書もいただいているんでしょうか。いわゆるその虚偽の内容の報告書があったのかどうかです。

○教育総務課長（小原雅彦）事故当時の報告書をいただいております。

○委員（落口久光）であれば、先ほど井上副委員長からも時系列にのっってというのがありましたので、あとで結構ですので、その分もつけて

いただけますか。時系列にのっって出してくださいというのがありましたので、その内容もちょっといろいろ見ながらしたかったんですが、もう先ほど休憩がいっぱい入っているので、もう後で結構ですので、多分これは追加だからよろしいですよ。

○委員長（徳永武次）今、資料の要求がございましたので、後で提出をしてください。

○委員（落口久光）ちょっとお伺いしたいんですが、普通、市が購入して貸し出している車両での事故だと思いますので、そういう場合って最低でも事故の報告を受けて、現地の確認があったなかつたは別にしても、この車両の確認というのはするのが当たり前かなと思うんですけど、それもされていないんですかね、どうなんでしょう。

○教育総務課長（小原雅彦）事故があって電話を受けたときに一番最初に考えましたのは、その帰りの中学校の運行でございました。その中学校の運行をちゃんとしっかりとしてほしいと、すぐに修理をしなければならないということもあるし、バスは動いておりましたので、おっしゃるとおり確認はしておりません。

○委員（落口久光）やっぱりそういうところも含めて問題だと思いますので、変えていただきたいと思うんです。万が一、自走が可能な事故であっても、子どもたちをちょっと待たすというのがあるでしょうけれども、だったら代替の車を呼んで乗せかえて走らすとか、そういうのも含めてやっっていけないと、実はそうじゃないところ、例えばブレーキホースに傷がついていて、オイルが漏れて、ブレーキが途中からきかなくなったとかいうことも想定されるわけですから、そこはやっぱりちょっと慎重にするべきだと思いますし、多分そういうルールが市役所も、多分業者さんのところもないのであれば、そういうところもやっぱり徹底していただきたいなということと、この一番最後の写真で、柱か壁かわからないけど柱らしきところの横にバスを置いてというところがあったんですけど、多分ここに当たったんですよというふうにしていると思うんですけど、普通、これも後々の保険で処理する、しないとかいうところで、その写真を両方とも撮っているのが普通だと思うんですけど、いわゆる業者さんのほうがですよ。運行業者さんのほうがやっていると思うんですけど、

そういうのもなかったのかということと、もしなかったのであれば、ないに対して何か追求とか、そういうのは確認されなかったんですか。

**○教育総務課長（小原雅彦）** 今、お配りした写真が事故当時、事故報告で上がった写真であります。ちょっと不鮮明であります、こうやって壁に当たってぶつけたということで、その写真を撮られたということで、私どもとしては正直、真摯に両部長さんが来られて、事のてんまつを説明されたので、疑いようがなかったところでございます。そのとお受けとめたということでございます。

**○委員（落口久光）** 起こってしまったことなので、今さら何を言っても取り返しがつかないので、そういうところも含めて、この写真の角度でいくと反対側から撮らないと柱側の傷とかわからないだろうし、そのこの照合があつてこそそのことだと思うんですよ。そういうところも含めて、今後の再発防止をするためのくさびを打つためにも、こういうところもちゃんと、そのときにアクションを打っていると、次からちょっといい加減な対応はできないなというふうに相手さんも思うだろうし、そういう意味ではちょっとそこについてはちゃんと取り計らっていただけるようにしていただきたいと思ひます。

**○教育部長（宮里敏郎）** おっしゃるとおりだと思います。ただ、私たちは当時のところについてはこの状況分で十分確認ができたというふうに判断してしまっておりました。今後については、今回のことを教訓として、こういうことがあつた分については今御指摘いただいたような確認等については徹底していくようにしたいと思ひます。

**○委員（落口久光）** 対策書の中で、今後はいろんな事故発生時の対応により事故対応マニュアルを社内で作成し、正確迅速な事故処理に努めますとあるんですけど、これいつごろ出てくるのかということと、出てきたらまたこちらのほうも提示いただけるんですか。

**○教育部長（宮里敏郎）** このことについては会社のことですので、会社のほうに確認してみたいと思ひます。

**○委員（落口久光）** ぜひ、提出ができるようにちょっと取り計らいをお願いいたします。

**○委員長（徳永武次）** 今、委員からの要望がご

ざいましたので、委員会に提出をお願いいたします。

**○委員（川添公貴）** るる話が進んでいるんですけど、まず私的には、事故があつた事実と事故報告書の二つの案件だろうと思ひます。

一つお聞きしたいというか、事故があつた原因、事実については調査権がないと思うんです。これは陸運局もしくは警察機能が管轄ですから、市役所にはないと思うんです。だから、そこを確認したいのと、そういう権利があるのかどうか、聞き取りまでが大体せいぜいということだろうと思うんです。報告書の出された事実、報告書というのは、その出された事実を吟味をして聞き取って、それ以上の調査権があるのか、私が知り得る範囲内ではそれ以上の調査権はないと思ひているので、あるのかどうか確認したい。で、その事実を信用して、これはお互いですから契約条項なので、信用して事を進めた結果、虚偽の報告があつたということになりますよね。その虚偽の報告があつたその報告が出てきた時点で、それをまたどういう内容で、どの動向を、私はこの事故の写真を見ただけでも道路交通法違反ですよ。だから、これも警察です。運送事業法違反、旅客事業法違反ですけど、これも陸運の仕事ですよ。それらを見たときに、そこまで突っ込んで調査権があるのかということ。ない以上は出されたものを信用するしかない、その出されたものを出した本人がどう弁解するかが大きな問題だと思うんです。出された事実をしっかりと受けとめて、そういう判断をしたんであつて、だからその調査権がない上に調査するということは、これは法律違反ですので、できないと思うんですよ。そこをどう考えているのか、だから今後の対策としてはそういう虚偽の報告をする当該社における今後の経営の体質等の改善、指導はできると思ひます。さっきの報告書を出しますというやつね。そういう指導を今後されていくべきだろうと社に対して、きちんと誠意ある誠実な行動で当該社としっかりと契約を結んでいくべき、それしか信用できないんだから、事実はないんですから、法律からいくと、だから、そのように考えています。あつた事実はあつた事実として認めるのは向こうであつて、だから繰り返しますけど、あつた事実と報告書とは別に区分けしてきちんと整理していかないと一緒くたに物

事をやっていくと見えてこないのかなと思います。それらを踏まえて、私の考えも含めて言いましたけど、そういう権利があるのかどうか、今後、そういう指導を法律というか、発注者としてしっかりとやっていく方向性があるのかどうか、大きくはここ二つしかないと思います。だから、それをお聞きしたい。これが一つ。

写真を見て、先ほど聞いていると私よく知らなかったんですけど、貸し付けた車ってありましたよね、市が。何で青ナンバーがついている。営業用ナンバーがついているんです。通常は、自家用ナンバー、族という白ナンバーで貸すのか、本当は登録名義まで知りたいんですけど、そこは聞かないにしても、ナンバーのついていない車を貸して、社において営業用車両として登録したのかどうか、そこをちょっと聞きたいと思いますが、ちょっと営業用ナンバーなんで。

**○教育部長（宮里敏郎）** 2点目のところからですけれども、この車は確かに市が貸し付けている車ですので、ただ車検上は、所有者は薩摩川内市、使用者が当該会社ということで、車検証の切りかえをしてもらっております。

その段階で、営業車ということで登録をさせていただいて、スクールバスの運行をさせていただいておりますので、その段階で緑ナンバーになっているということになります。

1点目の調査権の話ですけども、済みません、そこまで私たちも今から勉強しないとイケないと思うんですが、冒頭から申し上げましたとおり、我々は1回目の報告書を信じるしかなかったもので、その形でやってますけども、先ほど落口委員からも御指摘がありましたので、その後の現場検証等についても十分その実施の有無について、やり方等についてもちょっといろいろな事例を見ながら検討してみたいと思います。

**○委員（井上勝博）** 平成31年の3月8日付で教育長宛てに署名入りの訴え文が届いていますか。

**○教育部長（宮里敏郎）** 届いております。

**○委員（井上勝博）** この文書には、「3月5日の南日本新聞に掲載された川内観光交通の自損事故について運転手は会社には虚偽報告をしておりません。私は事務所で\_\_\_\_\_さんが事故報告書を作成した後、私はこの事故のことを知っているとおり、「ここでしたことにしとって」と話し

たので、「事故をしたんなあ」と訪ねたら、「これには触れんでください」と、これが西方車庫での偽装の事実陳述です。\_\_\_\_\_が中心となり、会社が事故隠蔽と偽装したことを申し上げます」とこういう内容になっています。

ということは、てんまつ書も虚偽なんですよ。だから、虚偽を二重に重ねていて、そして1カ月の処分をしたということでいいのかということなるんですが、いかがなんでしょうか。

**○総務部長（田代健一）** 先ほども申し上げましたように、まだ事実の真相究明という部分と、それから事実として社が虚偽の報告をしたという部分につきましては、現在も至急の状態になっている入札等もございますので、処分としては、事実が発生した段階で何らかの処分をまず下さないとイケません。

ただし、それに当たりましては一事不再理の原則によって、2度同じ事象について処分を下すということはできませんので、その当たりも考慮した上で、率直に申し上げますと組織ぐるみの隠蔽でもというようなお話をおっしゃっているのかと思われましても、そういったことも含めまして、社員の報告確認を怠った云々の弁明に関しましては、先ほども申し上げましたように、今回の処分について情状酌量をいたしていない処分でございますので、処分の部分とそれから今後の真相究明の部分は別個で取り扱っているというふうに御理解いただきたいと思います。

**○教育部長（宮里敏郎）** 今、井上議員が言われたこの訴えの件について、私たちはこれをいただいた後、3月12日の日に再度社長と部長に来ていただいて、別件でだったんですけども、そのときにこういう訴えを市にはいただいているけども、このことについて今まで言ってきたことと違うんだけど、それは間違いありませんかというのは確認しました。

**○委員（井上勝博）** そしたら、この署名入りの訴えはうそであって、社長が今まで言っていることは訂正していないということですか。

**○教育部長（宮里敏郎）** この訴えがうそであるかどうかは私たちも確認はできませんけども、私たちが今事実として伝えているのは、社長、部長のほうからは今までのてんまつ書の言い方と何もかわっていませんと、それで間違いはないですと

いう確認はしたということでございます。

**○委員（井上勝博）** まだ、事故のこの問題については終わっていないと、解決していないということだというふうに思います。

きちんとやっぱり今後もしっかりと事実を究明していただいて、やはり委員会に報告していただきたいと思います。

**○教育部長（宮里敏郎）** 究明ということで、確かにこういうのが来たら、我々は当事者に確認はできますけども、それ以上、市役所の立場でどこまで踏み込んでいけるかという、本人がこうだと言った以上は、今、私たちのところでは捜査権もないですので、そういうのについてはもう限界があるというふうに今感じています。

**○委員（井上勝博）** ちゃんと時系列ごとに全部聞いて、矛盾がないのかどうか、そして、これだけ重大な事故を起こし、会社に迷惑をかけた社員は処分をされたのかどうか、減給されたのかどうか、そういうことも全部確認せんと本当に何というか、これでいいんですかということに私はなると思います。やっぱり捜査権ということじゃなくて、こういう簡単な文書じゃなくて、何時何分どういうことが起こったとわからなかったら、わからなかったでしょうがないですけども、スクールバスを自分一人で全部事故を起こして全部自分で処理したようになっているけども、本当にそうだったのかと、一人でこういうことが全部できるものなのかということも含めて、きちんと聞き取った上での詳しい時系列はやっぱりこれからもつくっていただきたいと、そうしないとやっぱりこのままの状態が終わっていたら、結局、言葉をまた間違えるとまずいんですけども、もうそういうことも見逃すのかということになるので、私はきちんと最後までやるべきだというふうに思います。

**○委員長（徳永武次）** 今、井上委員のほうからいろいろ出ておりますけども、ほかの委員の方、何かございませんか、このことに関して。

これから自由討議に。委員間の討議をしていただきます。

**○委員（川添公貴）** 今、井上委員がおっしゃることは伝聞で聞いた部分と自分で調べた部分があるとは思いますが、我々も百条委員会を設置しない限り、調査権がありませんので、出されたこの書類についていろんな意見を言ったり、要望を言

ったりするしか手だてがない。

当局も、先ほども言いましたけど、繰り返しになりますけど、調査権がない、捜査権もない、これは社にしても市民にしても、市民の方々と信頼関係があった上で行政というのは成り立っている、多分そこは信頼されたんだろうと思います。いろんな薩摩川内市民の方々ともお話をするときも、信頼した話をして、事を進めていくわけですから、そういうことを考えたときに出された文面をはなから疑ってかかるということはまずないと思うんです。捜査権がない以上、この出された書面を中心に考えていく、ただし、どうだったんですかという聞き取りは、これはもう発注者の立場としてされていくということを先ほど申されていますので、今後、落口委員もおっしゃったようなことですが、今後としてしっかりと社と話し合って、再発防止策をしっかりと出していただくという方向性でされていくことを私は希望したいと思います。

事故の事実については、井上委員もおっしゃったんですが、本当にそういうのであれば、警察の捜査の権限ですので、またもう一つは陸運局となるので、3度言いますが越権行為になるので、法律違反になるので、私はこれ以上の追求は、信用して話し合いをする以外はないと思っています。

**○委員長（徳永武次）** ほかに御意見はございませんか。自由討議です。

**○委員（坂口健太）** 先ほどの井上委員の発言の中で、3月8日に教育委員会に提出された資料の中でそういった事実があったといった内容の資料が、その資料が果たして真かどうかわからない中で、当該業者から出されたてんまつ書が虚偽であるかのような発言をされましたので、こちらについても一つ、果たしてそういった発言をしてよろしいのかなと思ひまして、一つ私からの意見として申し上げておきます。

**○委員長（徳永武次）** ほかがございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（徳永武次）** それでは意見が尽きたようですので、自由討議を終わります。

ここで質疑に戻します。

そのほか質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（徳永武次）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

**○議員（宮里兼実）** 今までいろんな意見が出て、静かに黙って聞いておりましたけれども、一つお聞きしますけど、この写真でこっちの2台は黄色で、こっちは白になっておりますでしょ。これと無償で市のほうから委託会社に貸し付けているということで、貸しているんだけども青ナンバーがついている、さっき川添委員が言われましたけれども、普通の、まずこの前にこの事故を、これは同じ会社内で事故を起こしたと運転手から報告があったということですけども、この事故のことは、これはもう私はトラックですけど、同じ会社内で運転手からこういう事故を起こしましたと言うときには、事務所と車庫ともうわずかな距離しかないわけですから、普通なら運行管理者がおり、社長がおったりした場合は、すぐ現場を見に行くわけなんですよ。もう歩いて行けるわけですから、これが車庫のこの写真で、こういう事故をしましたと運転手が言うてきたときには、即、現場に行けるわけですよ。だけど、これは偽装なんですよ。

だから、何でこういうことを会社の社長であるものが、運行管理者もおるわけですから、そういう人が即対応をしなかったのかと。だから人身事故でもないし、自損事故であったから、まあいけんかのわからんごと報告書を提出しておけば、わからないんだと。恐らくそういう考えのもとに提出されたと思うんだけど、今になってどんどん新聞沙汰にもなったり問題になってきて慌ててきていると。

だから、この車も普通の民間から考えたら、所有者は薩摩川内市役所、使用者はこの〇〇会社、決してこういうことはあり得ないことですよ。これを普通なら所有者と——皆さんも車を買われて、新車を月賦で買ったり、中古車も現金で買えば、もう即、所有者も変更ができますけれども、まだ残債がある車であったら、所有者と使用者とは別個になるわけですけども、これを貸している車を行政が役所側が、そういうふうにして青ナンバーをつけてやるということは考えられないことなんですよ。

なので、言えばなあなあで何とかかんとかっているというふうにししか我々は考えませんけれども、何でこういうことをしたのかと。だからその運転

手の事故報告書も、さっきも言いましたように人身事故でもない、ただ自損事故だから、和解で解決すればいいであろうかという考えで、こういう報告書がなされたと思うんだけど、私が今質問してその答弁を求めるわけじゃないけれども、だからそういうのももうちょっと考えたほうがいいんじゃないですか。何かありますか。

**○教育部長（宮里敏郎）** このナンバーの取り扱いについてですけども、我々は仕様書の中では、事業用自動車——受託した側が事業用自動車としての届け出をきちんと運輸支局に行ってくれている中に、車検証及び登録番号票——ナンバーの変更、並びに必要なスクールバスで営業用として走るに必要な改造等を行った上で、国土交通大臣の認可を受けて、きちんとした表示を行った上で運行してくださいという仕様を出しています。

これによって、当然車検証のほうも使用者はA社と、所有者は薩摩川内市ですけども、使用者はA社ということで変更していただいて、さらに自動車登録番号票の変更というのは、これは緑ナンバーのことでですけども、これ緑ナンバーにした上で走行するというふうにしておりますので、それに準じてしていただいていると。

これは、道路運送法上でこうしないといけないというふうに我々はちょっと認識しているんですけども、それで今までやっていますし、貸付の分については、普通に貸付だけでやっているんですけど、これは営業ということになっていますので、そういう形でさせていただきます。

**○議員（宮里兼実）** 別に市役所の車を貸しているんであったら、青ナンバーをつける必要ももうなかったわけですよ。だからこれを市役所から車を借りて、これ以外の仕事もせざるを得ないようなことがあるから、それに対しては白ナンバーではできないから青ナンバーをつけて、これでいわゆる自分で買った車じゃないですがね、市役所の車を借りてきて、それでそのスクールバス以外の仕事もできるわけです。

それで、ただで借りて、市役所から借りた車であれば別ですけども、市役所の車を借りてきて、ほんなら例えば私が市役所マイクロバスを、今度は日曜日は何人か連れて遊びに行くので貸してくれんけというのと一緒です。

**○教育部長（宮里敏郎）** 先ほど言いましたこの

仕様についても、運輸支局の指示だというふうに私は聞いておりますので、そのとおりだと思います。

あと、もう一つ、スクールバス以外に転用しているんじゃないかということですが、これはスクールバスの運行記録を全部出してもらっておりますので、これは転用されているということは全くないところでございます。

**○議員（成川幸太郎）** いろいろもう論議がなされたんで黙っとこうと思ったんですけど、今、てんまつ書を出してもらって、この事故の発生日が平成29年10月23日15時30分ごろということで、朝のうち、当初6時ごろと報告があったのが、2時ごろ事故を起こしたという報告があったということだったんですけども、これを見る限り、15時30分ごろに事故を起こしたというのは、今まで一回も出てきていなかったんですけど、これはこのとおりなのか。

それと、先ほど課長が、車が走っていたためにその車を確認できなかったということですが、25日に報告があって、その25日以降もこの事故を起こした車が走っていたのかどうか。

**○教育総務課長（小原雅彦）** 当日の平成29年10月23日の登下校の小・中学校バスの乗車時間というのは、私どもも持っております。23日は、小学校を15時20分に出発しました。それで小学校から寄田まで行きますので、大体20分ぐらいかかります。その回送中に事故をしたということでもあります。

それで、そのころ電話が参りました。下校をどうしましょうかということでしたので、下校というのは、今度は23日の16時40分に水引を出なきゃいけないんです。運転手は、私どもが聞き取りをしたときに、3時から4時の間だったと記憶しておりますとおっしゃいました。回送中であります。事故した場所は、ちょうど原発の入り口から350メートルぐらい、寄田のほうに行ったところであります。ちょうど寄田から帰るときに歩道に乗り上げて、あの電柱にぶつけたということですので、全て言っていることが一致しておりますので、時間的には3時から4時の間であったということは、ほぼ間違いないと私どもは考えております。

**○議員（成川幸太郎）** きのうの読売新聞に、同

社や市教委によると、同社のバスは、2017年10月23日午後6時ごろ、市内の県道を走行中、道路沿いの電柱に衝突したというふうに記載されていますけど、これは間違いということですか。

**○教育総務課長（小原雅彦）** 私どもは、その新聞にそういうことを言ったことはございません。私たち市は言ったことはありません。

**○議員（帯田裕達）** このスクールバスの事故云々は、今からまた警察の方も入って当然いろいろ調査もされることだと思いますが、私は1点だけ。現在、この業者が契約が切れるまでは、今も運行なさっているわけですが、その保護者の方が、例えば不安に思われていると思うんですよ。もう大丈夫なんだろうとか、小学生、中学生の保護者。その保護者に対しての教育委員会の説明とか、こういう事実がありましたとか、そこがやっぱり一番に漏れているんじゃないかと。

例えば、業者さんも、やはり市に対してはこういう公的なことでいたさないといかんけど、やっぱり教育委員会は、保護者に対してわかる範囲で、今現在わかっている時点で、保護者が安心するような対策も考えてもらったのかどうか、この辺はどうでしょうか。

**○教育総務課長（小原雅彦）** 事故当時ですが、まず平成29年10月23日に事故がありましたから、もうその翌日とか翌々日とかは、ずっと登下校の様子を、私はもう小・中学校に行きまして、代替車両の運行が適正になされているかということは確認をいたしました。

**○議員（帯田裕達）** その保護者からの不安とか、こういう要望とか、何か上がってきていませんか。当時でもいいし、今でもいいですけど。

**○教育部長（宮里敏郎）** この件について、水引小・中の保護者のほうから教育委員会のほうに、この場所のことについての問い合わせというのは、今来ていないところです。

**○議員（森満 晃）** 1点だけ。この平成31年度以降において、今市が貸与しているこのスクールバスですけども、今、A社のほうに貸与しているということで、今後その平成31年度以降は、どういう方向でこのスクールバスというのは使用していかれるんですかね。

**○教育部長（宮里敏郎）** 今、市が所有して、こういうスクールバスで貸しているのは幼稚園等は

あります。ずっと合併前からずっと引き継いできた分で、公立幼稚園のバスというのがありますけれども、小・中学校の合併に伴ってスクールバスを運行している分についての車両は、この1台だけでございます。

これはもう市で買っておりますので、この分については有効活用ができるように、来年以降も事業者さんのほうで貸し付けて運行していただけたらというふうに思っています。

**○議員（福元光一）** バスの件は1件、そしてまた学校教育課のほうに2件、お尋ねいたします。

まずバスのこれは無償貸付であって、その当時、入札に参加されるわけですけど、ほかの業者さんと比べると、ほかの業者さんは自社の自前のバスで、このA社さんは借りたバスで入札に当たって優遇されているというか、何かこの人たちは、借りたバスで営業するものだから、その点はこういうふうになっていたのか。

それと、学校教育課のほうに。特別支援学級も薩摩川内市の学校にどのくらい設置されているのか、それと設置されていない学校はどういう理由で設置されていないのか、それとその特別支援学校に学区外から、例えば亀山にはあるんですけど、ほかのところから学区外から亀山に通うということが出来るのか、その2点を教えてください。

**○教育総務課長（小原雅彦）** これは、平成29年度に導入したバスでございます。平成29年度は、導入したときには指名競争入札で競争入札をしております。

ただ、平成30年度は、もう緑ナンバーに変えておりますし、いわゆる装着車両を変更しないとイケない。最終日にちょっともう間に合わなかったものですから、また期間がナンバーの切りかえとか、そういう期間がもうないと判断しましたので、平成30年度は随意契約をいたしました。

今度、平成31年度は、また期間がございますので、指名競争入札に付したいと考えております。

**○学校教育課長（熊野賢一）** 特別支援学級についてのお尋ねだと思います。

特別支援学級は、先ほど言いました、名前は変えました教育支援委員会、そこで、この子どもは特別支援学級がいいですよとか、特別支援学校がいいですよというのを受けまして、あと保護者が最終的に判断してやるかどうかを決めます。

それを受けて、保護者が通わせたいということであれば、教育委員会が県のほうに設置をお願いします。この学校に特別支援学級をつくってくださいというお願いをして、県が設置をしたほうがいいと認めたら、そこに開設ができるという状況でございます。

以前は、一人だとなかなか県も開設をしてくれなかったんですが、今はもう、一人でも県のほうも開設をどんどんしていただいて、年々年々ふえていっているという状況です。

**○指導グループ長（岩脇勝広）** 学級数ですね。まずその前に、31の幼稚園、小学校、中学校に、幼稚園6園、小学校17校、中学校8校に45名の支援員を配置している状況でございます。

**○学校教育課長（熊野賢一）** 今、特別支援学級ですので、平成30年度は、小学校に52学級、中学校に22学級、合計74学級、特別支援学級が本市の小・中学校にあります。来年度は、それにまた7学級ほどふえるという状況になっていきます。

それから、本市から特別支援学校、串木野養護学校とかそういうところにも通うことは当然できます。

〔「小・中学校で学区外からも通えるか」と呼ぶ者あり〕

**○学校教育課長（熊野賢一）** 今のところ、それぞれの学校につくるということで、県にお願いして開設はしてもらっていますが、万が一、その学校にできずに隣の学校に通うというのは、当然可能です。要望があれば可能です。

**○議員（福元光一）** 学校教育課のほうはわかりました。平成30年度は随意契約で、間に合わなかったということで随意契約でやったということだったんですけど、ほかの業者からは、何かそれはいかんじゃないかという意見もあったと思うんですけど、何が間に合わなくて随意契約にしたんですかね。

**○教育総務課長（小原雅彦）** 平成30年度は、最終日の予算が最終日に決まりましてから、入札の手続に入ります。それで、中学校はもう4月1日から部活動があるものですから、もう最終日から、もう日にちが入札をする間がないので、水引中学校は部活動なんかがあったので、もうその入札する期間が、最終日があってから、それから

指名委員会を開いたり、それから入札通知をして入札執行をしますので、日にちがないので、それに入札をすると今度はナンバーも変えないといけないし、今度はその経費ももちろん発生するし、そのいとまもないという判断で随意契約をいたしました。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

それから、先ほどの井上委員の発言において、個人名が出ておりましたので、これは記録を調査して処置することになります。いいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）それでは、当局に対する質疑を終了しました。

以上で、教育総務課、学校施設整備室及び学校教育課を終わります。

ここで、休憩します。

~~~~~

午後4時 6分休憩

~~~~~

午後4時16分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△文化課の審査

○委員長（徳永武次）次は、文化課の審査に入ります。

それでは、審査を一時中止してありました議案第32号を議題といたします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○教育部長（宮里敏郎）文化課では、市民の心豊かで潤いのある暮らしを実現し、魅力あるまちづくりに資するため、文化芸術活動の振興に努めるとともに、未来へ伝える貴重な文化財の保存・継承及び活用に努めてまいります。

また、川内文化ホール、川内まごころ文学館、歴史資料館、旧増田家住宅などを、より一層市民に親しみのある文化施設としての利用促進を図ってまいります。

では、主な事業を当初予算概要で説明いたします。

136ページをお開きください。

上段の文化財保護事業は、地域文化の保存、継承、活用を行うもので、指定文化財の管理業務や川内大綱引の保存調査事業等を行うものです。

なお、川内大綱引につきましては、先週、2月8日付で、国の文化審議会が薩摩川内の大綱引きとして、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択するよう文化庁長官に答申いたしました。今月には正式に国選択無形民俗文化財となる見込みでございます。

中段の入来麓伝統的建造物群保存地区整備事業は、国の補助を活用して保存地区内1件の石垣の修理修景事業を行うものです。

下段の入来麓街なみ環境整備事業は、入来麓重要伝統的建造物群保存地区内の環境整備を図るもので、地区内の道路整備、街路灯整備等を国の交付金を活用し実施しようとするものです。

次、137ページになります。

上段の清色城跡保存整備事業は、城跡内の散策道等の簡易な整備を行うものです。

中段の文化振興事業は、2020年の日本書紀編纂1300年記念事業の一環として、神話の里づくり事業推進のための補助を行うもので、下段から次のページの中段までは、それぞれ第21回目を迎える薩摩国分寺秋の夕べ、10回目を迎えるはんやジュニア大会及び薩摩川内市芸能祭を開催するものでございます。

138ページ、下段から、139ページにかけましては、入来文化ホールの維持管理、入来、樋脇、下甌の郷土館、川内歴史資料館、川内まごころ文学館及び旧増田家住宅等の維持管理を行うものでございます。

○文化課長（永里博己）それでは、文化課の当初予算につきまして、初めに歳出を御説明いたしますので、予算調書の254ページをお開きください。

10款5項2目、事項、文化財保護事業費1,780万3,000円は、文化財保護審議会委員報酬、藤川天神・久留須梅消毒業務委託等、郷土芸能保存奨励補助金等、文化財保護事業に係る経費を計上しております。

ここで、川内大綱引保存調査事業について説明させていただきますので、総務文教委員会資料の7ページをお開きください。

平成30年7月から、川内大綱引準備調査委員

会を立ち上げ調査を行ってきました。先ほど部長も申しましたように、今月中には、文化庁長官より通達されますと、国選択無形民俗文化財として選択され、調査に対しての経費につきまして、一部国庫の補助を受けることができます。

つきましては、8ページの(6) 予算概要の事業費及び財源措置について、6月補正で提案させていただきたいというふうに思っているところでございます。

(3) から(5) まで及び(7) につきましては、ごらんいただきたいと思えます。

次に、予算調書に戻っていただきまして、事項、伝統的建造物群保存整備事業費4,050万1,000円は、伝統的建造物群保存地区保存審議会委員報酬、保存地区内の三十三観音塔道路整備工事及び街路灯整備工事等を計上しております。

続きまして、予算調書の255ページをごらんください。

事項、清色城跡保存整備事業費123万1,000円は、史跡清色城跡の保存整備業務に係る経費を計上しております。

次に、事項、文化振興事業費1,924万9,000円は、薩摩川内市芸能祭公演業務委託、市民まちづくり公社文化事業推進補助金、文化協会運営補助金等、文化振興事業に係る経費を計上しております。

ここで、神話の里づくり推進事業補助金について説明させていただきますので、総務文教委員会資料の10ページをお開きください。

事業の目的は、日本書紀編纂1300年を一つの機会として捉え、ニギノミコトなどの神話の世界をより身近に感じられるよう、市民参加型ミュージカルを実施し、演劇という手段を用いて広く市民に周知するとともに、薩摩の國シティ・セールス大学の受講生を中心に結成された団体の事業を支援することによって、CS大学終了後も継続して活動していただき、薩摩川内市が神話の里として認知され、観光面に生かすことを目的としております。

(3) 事業計画でございますが、古墳ツアー等のルート作成、ガイドブック作成、案内看板等の設置、講演等の開催を計画しております。

予算調書に戻っていただきまして、調書の256ページをごらんください。

事項、文化ホール管理費6,420万4,000円は、川内文化ホール及び入来文化ホールの指定管理委託料に係る経費を計上しております。

次に、歴史資料館管理費5,635万6,000円は、川内歴史資料館、郷土館運営協議会委員報酬、樋脇郷土館、図書館樋脇分館の行政事務嘱託員の報酬、川内歴史資料館及び下甕郷土館の指定管理委託料等の経費を計上してございます。

続きまして、予算調書の257ページをごらんください。

川内まごころ文学館管理費4,498万9,000円は、川内まごころ文学館の指定管理料等の経費を計上しております。

次に、旧増田家住宅管理事業費1,218万5,000円は、入来郷土館、図書館入来分館を含めた旧増田家住宅等の指定管理料等の経費を計上しております。

予算調書の258ページをごらんください。

事項、天辰寺前古墳管理費94万4,000円は、天辰寺前古墳清掃管理業務委託等の経費を計上しております。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、予算調書の71ページをお開きください。

まず、14款1項7目教育使用料の社会教育使用料につきましては、川内歴史資料館・川内まごころ文学館入館料、川内文化ホール・入来文化ホール使用料等1,048万9,000円でありませぬ。

次に、15款2項8目教育費補助金の社会教育費補助金につきましては、伝統的建造物群保存地区保存修理事業補助金、街なみ環境整備補助金、2,025万円であります。

次に、16款2項8目教育費補助金の社会教育費補助金につきましては、伝統的建造物群保存地区保存修理事業補助金21万円であります。

次に、16款3項7目教育費委託金の社会教育委託金につきましては、埋蔵文化財の軽微な現状変更許可事務等の権限移譲事務委託金6万3,000円でございます。

次に、21款5項4目雑入は、川内文化ホール光熱料、川内歴史資料館販売収入、川内まごころ

文学館図録販売収入等 63 万円でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査に入ります。今回、当局からの報告事項は予定しておりません。

それでは、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、文化課を終わります。

ここで休憩します。

~~~~~

午後 4 時 26 分休憩

~~~~~

午後 4 時 28 分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次）休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

△総務課の審査

○委員長（徳永武次）次は、総務課の審査に入ります。

---

△議案第 13 号 薩摩川内市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（徳永武次）それでは、議案第 13 号 薩摩川内市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（平原一洋）それでは、議案つづりのその 2、13-1 ページをお開きください。

薩摩川内市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、職員の自己啓発等休業につきましては、地方公務員法第 26 条の 5 におきまして、大学等の課程を履修する場合及び国際貢献活動に参加する場合について休業を承認できることとされております。

大学等課程を履修する場合につきましては、学校教育法に規定する大学等教育施設において履修をする場合について休業を承認いたしますが、今回、学校教育法の一部改正に伴いまして、引用しております条項にずれが生じたため、今回、改正をいたすものでございます。

同じく、国際貢献活動を行う場合、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法の規定に基づきまして、奉仕活動を行う場合について休業を承認しておりますが、同法が一部改正になったことに伴い、引用しております条項にずれが生じたため、改正するものです。

どちらも引用している法律の条項のずれを改正するもので、これまでの取り扱いについて変更があるものではございません。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第 32 号 平成 31 年度薩摩川内市

一般会計予算

○委員長（徳永武次）次に、審査を一時中止してありました議案第32号を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○総務部長（田代健一）総務課の概要について御説明いたします。

総務課では、人事及び給与等に関する事項として職員の採用、退職の事務を初め、さまざまな行政課題に対応するため職員の給与、勤務条件等に関する事務のほか、職員の資質の向上と効率的な行政の推進を図るため、国・県や関係機関へ職員を派遣するとともに自治大学校研修や職務別の研修などのさまざまな研修を実施する予定でございます。

また、職員の福利厚生に関しましては、職員の健康管理のため健康診断、健康相談を実施するとともに、メンタルヘルス研修やストレスチェックを行うなど、メンタル疾患の発症防止に努めるほか、衛生管理者による病気、休暇者への対応、長時間の時間外の勤務職員の面接相談など精神、心の健康の保持・増進にも重点を置いているところでございます。

○委員長（徳永武次）それでは、当局の補足説明を求めます。

○総務課長（平原一洋）それでは、予算調書の80ページをお開きください。

2款1項1目、事項、総務一般管理費は、事業費は24億3,796万6,000円でございます。

経費の主な内容は、育児休業等による休職職員の代替嘱託員5人、障害者枠の雇用といたしまして、行政事務嘱託員6人並びに特別職報酬等審議会の委員10名、行政不服審査会委員5人の報酬を計上しております。

また、一般職員204名及び特別職3名の給料、職員手当等、病気休暇等によります代替職員等の臨時職員の雇上料、委託料といたしまして、職員採用試験業務委託等、それから、市内全域の衛星画像パネル作成業務委託を、負担金としましては、各種研修負担金、県からの派遣職員等の受け入れに伴います派遣研修協定等の負担金等を計上してございます。

次に、下の段の事項、職員厚生事業費でございますが、事業費は1,729万6,000円で、その主な内容は、産業医、予防接種嘱託医、精神保

健相談医の報酬、健康管理対策講座等の講師及びメンタル相談の臨床心理士などの謝金、職員定期健康診断の委託等、また、嘱託員等の公務災害補償費等負担金と、あと職員厚生会への負担金等が主な経費でございます。

次に、81ページをお開きください。

2款1項10目恩給及び退職年金費は、合併前の旧町村で加入しておりました旧恩給組合の恩給条例の給付金の負担金を措置するものであります。

次に、歳入について説明させていただきますので、予算調書の1ページをごらんください。

総務課分は雑入のみでございます。予算額3,802万2,000円で、主なものは、職員の派遣協定収入でございます。鹿児島県、東日本大震災被災市町村等への職員派遣に伴います人件費相当額の協定収入でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）市全域衛生画像パネルですが、352万円と結構高額なものですが、これは私どこで見たかなと思っていたら市長の部屋かどこか応接室かだと思うんですけども、私は市長の部屋に入れる人というのは、本当にごくわずかな方々なんだから、これだけのお金を使っているんだったら、市民が誰でも見られるような場所を選んで有効活用した方がいいと思うんですが、そこはどうお考えなんでしょう。

○総務課長（平原一洋）現在、計画しております市内全域のパネルにつきましては、合併時に作成しております。おっしゃるとおり市長応接室などの2カ所に設置してあります。

合併後15年経過いたしました。西回り自動車道の水引インターが開通したりとか、市政も市の地域の様相も変化していることから、今回、更新するものでございまして、今までと配置する場所につきましては、市長応接室と考えておりますけれども、会議室等の計画もできないかということについては、また検討させていただきたいと思っております。

○委員（井上勝博）みんなの税金ですから、みんなが見られるような場所をやっぱり設定したほうがいいんじゃないかというふうに思います。

○委員長（徳永武次）ほかにごございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査に入ります。

今回、当局からの報告事項は予定しておりません。

それでは、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）ちょっと私もあんまり詳しくなかったんですが、ある方から教えていただいて、2020年4月から会計年度任用職員制度が始まっていくわけですが、このことについては当局のほうはこの準備はどういうふうになっているか教えていただけますか。

○総務課長（平原一洋）会計年度任用職員につきましては、平成32年の4月1日から任用を開始するということ、今、準備を進めているところでございまして、現在、この会計年度任用職員というのが地方公務員法の一般の非常勤職員ということで位置づけられまして、今までの嘱託員等については特別職の非常勤職員ということでしたが、任用のあり方が大きく変わってきますので、それにつきましては、準備を進めているところでございまして、最終的には条例等を計上いたしまして、議会のほうにまたお知らせ、議決をいただく予定でございしますが、今後の予定といたしましては、まずは今の嘱託員というのを説明であったりとかは、細かな制度設計というのが進めております。申しわけございませんが、まだ、皆様のほうにお知らせできる状態じゃございませんので、整った時点で議会のほうにも報告をさせていただきたいと思っております。

○副委員長（井上勝博）時期はまだ言えないということですか。いつ説明するというか。

○総務課長（平原一洋）条例を提出いたしますので、それに基づきまして4月1日の任用となりますので、遅くとも9月議会までには報告、条例のほうの上程ができればという中で準備は進めているところでございます。

○委員（落口久光）定年のあり方についてお伺いしたいんですけど、今の再任用の方もいっぱいいらっしゃるんですけど、定年延長でされるという考えがないのかどうか。というのは、うちの、私の所属する団体にも定年延長じゃない制度があるんですけど、どうもモチベーションをキープしながらというような状態ではないなというところがあって、一部ちょっとそういうのを検討するよという話もさせていただいているところなんです。

本庁がどうなっているかというのは、私よくわからないんですけど、もし、そういうのがあるようであれば、処遇改善をちょっとやりながらも定年延長というやり方のほうがまだよろしいんじゃないかなという気がするんですけど、そういう議論をされたことがあるかどうか。

○総務課長（平原一洋）定年延長につきましては、現在、60歳定年ということでしてございまして、60歳で定年した後について、やはり大きな問題は年金と雇用の継続というところがございまして、現在、定年されまして年金がもらえるまでに63歳とか、3年ぐらいの開きがございまして、その間につきましては、現在のやり方で、一旦退職していただいて、再任用という形で、制度を運用しているところでございまして、国においても、今、60歳定年でございまして、これを随時65歳までできないかということで検討はしているようでございまして、まだ、国の動向がなかなか見きわめきれない部分がありますので、これにつきましては、国の動向を注視しながらちょっとこちらのほうも検討を進めていきたいと思っております。現在、とりあえず平成35年生まれ以降からちょっと延びるようなことは聞いていますけれども、なかなか定かなところはちょっと今、入ってきていない状況でございまして。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（帯田裕達）私の今からの要望等も広報室になるかもしれませんが、そのときはつないでもらいたい。窓口は総務課の部長のほうでも対応できるのかなと思うぐらい。

○委員長（徳永武次）質問しかできないそうで

す。

○議員（帯田裕達）質問します。

4月の27日から大型連休がありますが、それに対して、例えば学校児童クラブ、いろんな行政が携わっている病院もそうなんですけど、その大型連休に対しての行政の取り組み、取り扱い、そして広報の仕方等は何か考えていらっしゃいますか。

○総務部長（田代健一）市の全体的な取り扱いになるので、私のほうでお答えいたしますけれども、まず、市の窓口については、暦どおりで休みになります。その間の業務の取り扱いにつきましては、従来の長期のゴールデンウィーク等と同様に、出生・死亡・婚姻届等の受け付けは、警備員室のほうで受理のほうを行います。

それから、道路とか各種施設等の異常等につきましても、各所属課のほうで当番を配置しまして対応できるようにいたします。

その他、市内の保育園、幼稚園等につきましては、今、情報収集をしているところですが、おおむね暦どおりでお休みをとられるということでございまして、ただ、個別に保育の要望があれば、対応する園もあるようでございますので、それについては、直接、保育園、幼稚園等のほうにお問い合わせいただく形になるかと思います。

その他、それぞれの公の施設の休館状況等もございまして、暦どおりでない取り扱いをする特別なものについては、広報紙あるいはホームページのほうで市民への周知のほうを図ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、総務課を終わります。

ここで、お諮りします。

きょうは審査日程を表面の財産活用課までで終わろうと思っているんですが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）それでは、きょうは財産活用推進課までで終了します。

△秘書室の審査

○委員長（徳永武次）次は、秘書室の審査に入

ります。

△議案第32号 平成31年度薩摩川内市  
一般会計予算

○委員長（徳永武次）それでは、審査を一時中止してあります、議案第32号を議題とします。

まず、部長の概要説明を求めます。

○総務部長（田代健一）秘書室について概要を説明させていただきます。

秘書室は、市長、副市長の秘書業務を初め、市長会など各加入団体によります国等への陳情要望活動、国会議員との連絡調整、叙勲褒章受章記念祝賀会、市民表彰式、名誉市民表彰式の開催等の栄典に関する事務など、市政運営に係ります対外的、基本的な業務をとり行っております。

○委員長（徳永武次）それでは、当局の補足説明を求めます。

○秘書室長（山元一将）それでは、議案第32号平成31年度薩摩川内市一般会計予算のうち秘書室に係る予算内容について説明をいたします。

予算調書の82ページをお開きください。

まず、2款1項2目、事項、秘書管理費は、秘書、渉外など秘書業務全般に要する経費であり、事業費は1,374万円であります。その内容につきまして説明いたします。

右側の経費の主な内容欄をごらんください。

主な経費は、行政事務嘱託員4種1人、活動に要する普通旅費480万円、交際費160万円、市庁舎借り上げなどの使用料及び賃借料170万8,000円、全国市長会など3団体の負担金99万7,000円、県市長会海外視察負担金60万円、平和市長会議メンバーシップ納付金2,000円、出席負担金31万2,000円であります。

また、2款1項2目、事項、市民表彰費は、市民表彰に要する経費であり、事業費は93万2,000円であります。

次に、予算調書83ページをお開きください。

同じく2款1項2目、事項、名誉市民表彰費は、名誉市民表彰に要する経費でございまして、事業費は154万9,000円であります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願

います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査に入ります。

今回、当局からの報告事項は予定しておりません。

それでは、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）今、全国一律最低賃金の機運が少し出てきているんですよ。自民党の中でも全国一律を求める期成同盟みたいなのができているんですね。というのは、過疎地になるのは、やっぱり都会への流出というのはよく言われますよね、東京一極集中と。その大きな原因の一つが、この最低賃金の格差があると。200円も違うと。鹿児島は最低になったと。それで200円も違うと年間40万円も違うと。これだと、やっぱり都会に行きたくなりますよ。

だから、この全国一律最低賃金というのは、確かにいろいろな問題もあるけれども、中小企業の負担が重くなるとかあるんですけど、アメリカなんかは中小企業の負担を軽くするためのいろんな支援策をして最低賃金を引き上げている。これは、やっぱり陳情なんかでこういうのも入れてもらうというのは、これは言えるんですか。どうなんですか。

○委員長（徳永武次）井上委員、恐らく秘書室で答えられないんじゃないかなと思っているんですけど、どうですか。

○総務部長（田代健一）市あるいは議会の要望事項として国等に上げるというお話だと思うんですけども、その場合につきましては、議会の所管の委員会のほうで取りまとめていただいた意見という形でいただいた場合については、そういうことになろうかと思えます。

また、市におきましても所管の部局で検討した上で、そういう取り扱いが適当であると判断され

た場合は、そういう取り扱いになろうかと思えますが、総務部のほうの所管になりませんので、ちょっとお答えできないところでございます。

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、秘書室を終わります。

---

#### △文書法制室の審査

○委員長（徳永武次）次は、文書法制室の審査に入ります。

---

#### △議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（徳永武次）それでは、審査を一時中止しておりました議案第32号を議題とします。

まず、部長の概要説明を求めます。

○総務部長（田代健一）文書法制室の概要を御説明いたします。

文書法制室では、浄書、印刷、送達などの文書に関する事務を初め、議案、規則等の審査など議会法制に関する事務、情報公開、個人情報保護に関する事務を担当しております。

また、固定資産課税の価格に係る不服審査を行います、固定資産評価審査委員会に関する事務も所管しているところでございます。

○委員長（徳永武次）それでは、当局の補足説明を求めます。

○文書法制室長（川畑 央）それでは、予算調書の84ページをお開きください。

2款1項2目文書行政一般事務費でございます。右の欄、経費の主な内容をごらんください。まず人件費では、固定資産税の価格に関する不服を審査決定する固定資産評価審査委員会委員3名及び文書管理業務に携わる行政事務嘱託員4種1名分を計上いたしております。

次の電子複写機等の需用費は、本庁及び各支所のコピー機、印刷機等OA機器で使用いたします紙、インク、トナー、コピーカウンター料など消耗品に係る経費で、また郵便料等は、切手代、後納郵便料、本庁・支所間の文書使送など、文書の送達に係る経費でございます。

5行飛びまして、電子複写機等賃借料につきま

しては、コピー機、印刷機などのOA機器22台の賃借料でございます。

続きまして、下段の表、2款1項2目情報公開事務費でございます。右の欄、経費の主な内容をごらんください。情報公開及び個人情報保護条例による諮問に応じ、審査請求等について調査審議する情報公開・個人情報保護審査会委員5名に係る人件費を計上いたしております。

次に、2行目の情報公開・文書整理保存等需用費は、文書の整理保存用のファイル、文書箱等の購入経費で、また、廃棄文書出張裁断業務委託につきましては、保存年限を超過した公文書を廃棄する際、個人情報など機密性の高い文書が含まれているため、その裁断処分に要する経費を計上いたしております。

次の、永利書庫書架購入につきましては、本庁の空調設備更新に伴い、7階の文書収納室に収納されていた公文書を移管・保存するため、永利書庫の未利用スペースに書架を新規に設置する経費を計上いたしております。

次に、歳入でございますが、予算調書の2ページをお開きください。

14款2項1目手数料のうち、情報公開開示請求手数料は、商業目的の開示請求に係る手数料で、1件当たり1,000円となっております。

次の、21款5項4目雑入は、それぞれコピー代の実費収入金で、前年度実績等を勘案の上、見込みにより計上いたしましたものでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査に入ります。

今回、当局からの報告事項は、予定してありません。

それでは、所管事務全般の質疑に入ります。御

質疑願います。

○委員（井上勝博）ちょっと先ほど言えばよかったかもしれません。情報公開事務費が商業用で一点1,000円ということで、前、新聞記者の方から苦情を言われたことがあったんですが、報道、商業用になるからということなんですが、新聞記者でなく、個人で情報の公開を求めて、それを新聞で使うというそんなことはできないんですか。どうやって、これは商業用というふうに判断するんですかね。

○文書法制室長（川畑 央）今、条例上、法人等に限っております。請求者が法人等になった場合に、商業目的であろうという推定で、請求者の善意に頼っている部分も若干はあります。

○委員長（徳永武次）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、文書法制室を終わります。

ここで、委員の皆様にもう一回お諮りします。財産活用推進課が、時間がかかりそうですので、きょうは財政課までで終わりたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）では、そのように進めさせていただきます。

△財政課の審査

○委員長（徳永武次）次は、財政課の審査に入ります。

△議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（徳永武次）それでは、審査を一時中止してありました議案第32号を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○総務部長（田代健一）財政課の所管する事務は、財政計画の策定、予算の編成及び執行・統制、決算及び財政事情の公表のほか、バランスシート等財務書類の調整などであります。

平成31年度予算につきましては、人口減少、少子高齢化といった本市が直面する構造的な重要

課題に対する施策横断的な連携を推進するため、総合戦略に掲げる事業について、優先的に予算を確保するとともに、事業のさらなる選択と集中を図るべく編成したところであります。

なお、普通交付税の合併特例措置の段階的縮減は平成32年度に終了となることから、引き続き健全な行財政運営に努めてまいります。

**○委員長（徳永武次）** それでは、当局の補足説明を求めます。

**○財政課長（鬼塚雅之）** 財政課所管の予算について説明いたしますので、予算調書の85ページをごらんください。

上段の2款1項3目財政管理費645万4,000円は、予算書・決算書の印刷、新地方公会計財務書類作成・分析業務委託であります。

下段の2款1項5目財産一般管理費5億99万3,000円は、財政調整基金、減債基金の積み立てに係る経費であります。

86ページをごらんください。上段の12款1項1目長期債償還元金48億5,346万2,000円及び下段の2目長期債償還利子2億3,216万4,000円は、これまでに借り入れた市債の元利償還金であります。

なお、3億3,690万3,000円、利子が3,934万7,000円の減となっております。

87ページをごらんください。上段の12款1項2目一時借入金利子20万円は、歳計現金の不足に伴う一時借入金の返済に係る利子であり、下段の14款1項1目予備費5,000万円は、災害など不測の事態により予算不足が生じた際に対応するための経費であります。

次に、歳入予算について説明いたしますので、3ページをごらんください。

2款1項1目地方揮発油譲与税から10款1項1目地方特例交付金までは、平成30年度の交付実績や地方財政計画を踏まえ、それぞれ平成31年度の交付見込み額を計上しております。

11款1項1目地方交付税は、普通交付税及び特別交付税について地方財政計画を踏まえ、平成31年度の交付見込み額を計上しております。

なお、前年度と比較すると8億円の減額となっておりますが、これは普通交付税の段階的縮減、公債費の減、包括算定経費の減、トップランナー方式導入による基準財政需要額の減や、市税の伸

びによる基準財政収入額の増により減額となったものであります。

17款1項2目財産運用収入の利子及び配当金は、財政調整基金及び減債基金の預金利息収入であります。

19款1項1目の財政調整基金繰入金及び17目の減債基金繰入金は、財源対策としてそれぞれ繰り入れるものであります。

なお、財政調整基金繰入金は、前年度より19億2,000万円の増額となっております。これは普通交付税の減少する中、人口減少対策として緊急に取り組む必要がある少子化対策事業や交流人口増加策、市税還付金等の臨時的な支出に対応したものであります。

20款1項1目繰越金は、前年度の決算剰余金であり、これまでの実績額を考慮し、計上しております。

4ページをごらんください。22款市債は、本ページから5ページにかけて、建設事業等の財源として借入額を計上しております。

なお、最後に記載してあります13目の臨時財政対策債は、地方交付税の財源不足のうち、地方負担分について、地方財政法第5条の特例として発行するもので、地方財政計画を踏まえ、発行可能額を計上したものであります。

次に、地方債について説明いたしますので、予算書・予算に関する説明書の11ページをごらんください。

第4表地方債は、庁舎等整備事業など16事業に係る地方債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について、それぞれ定めるものであります。

次に、1ページをごらんください。第5条において、一時借入金の最高額を、第6条において、歳出予算の流用について定めるものであります。

**○委員長（徳永武次）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（川添公貴）** 歳入の地方消費税の分、17億円やったかな、これは例年とすると、ちょっと多いんですかね。東京都の分を配分するという話があったのは、この分ですよ、たしか。その分がどれぐらいここに計上したのかなと思っ

ているんですけど、わかる範囲で。

○**財政課長（鬼塚雅之）** 地方消費税交付金につきましては、昨年度は17億円で計上しておりました。今年度は、10月1日の利率、税率改正を見込み、その前の需要、消費の増を見込んで5,000万円の増額をしております。

○**委員（川添公貴）** わかりました。10%のときの消費動向の減の部分と、それと入りの部分とを足して5,000万円アップで。

それともう1点、歳出のほうで、長期償還金の元利償還についてなんですけど、48億幾ら、これは財政運営プログラムの範囲内で、この数字を決定しているんですか。

○**財政課長（鬼塚雅之）** プログラムで見込んでおる額より下回った額で推移しております。ですので、財政運営上は、いいほうに働いているというふうに考えております。

○**委員（川添公貴）** 当初計画より借り入れが少なくて、だから元利償還金が少ないと、いい方向というのと、そういうことになりますよね。そうすると、財政運営プログラムの範囲内できちっと整理をして長期運用ができてという予算計上であるということに理解すればよろしいんですよね。

○**財政課長（鬼塚雅之）** プログラム上は、平成31年度は50億の公債費というふうに見込んでおりましたが、先ほど委員がおっしゃられたように、借入額の減少に伴い、平成31年度、今予算計上額も公債費を少なくする、減額することができた状況であります。

○**委員長（徳永武次）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（徳永武次）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（徳永武次）** 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○**委員長（徳永武次）** 次に、所管事務調査に入ります。

今回、当局から報告事項は予定しておりません。

それでは、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（徳永武次）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（徳永武次）** 質疑はないと認めます。

以上で、財政課を終わります。

---

#### △閉 会

○**委員長（徳永武次）** 本日の委員会はこれで閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（徳永武次）** 御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会は、これで閉会いたします。

次の委員会は、あす15日午前10時から第3委員会室で開会します。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会

委員長 徳 永 武 次